

令和7年度 清瀬市保育園等入園・在園のしおり

令和7年4月入園・転園 受付時期

※詳しくはP.1をご覧ください

1次申込み

令和6年11月5日(火) 9:00 から
令和6年11月18日(月) 17:00 まで ※消印有効

2次申込み

1次申込み受付期間終了後 から
令和7年2月10日(月) 17:00 まで ※消印有効

※清瀬市外に居住の方の申込は1歳児クラス以上を2次申込みより受付します。
なお、0歳児クラスは8月入園より申込みを受付します。(受け入れ制限あり)

この「保育園等入園・在園のしおり」は令和6年10月現在の情報を掲載しており、内容に変更が生じた際は、清瀬市ウェブサイト等で随時お知らせいたします。なお、保育園の利用にあたって何かしらの難詰があった場合、本書の記載内容が最優先となりますので、重要事項を確認の際は、必ず本書をご確認ください。また、窓口で入園申込みされる場合、長時間お待ちいただく可能性がありますので、あらかじめご了承ください。提出いただいた申込書、資料等につきましては返却ができませんのでご注意ください。

生年月日別 令和7年度のクラス 早見表

平成31(2019)年4月2日 から 令和2(2020)年4月1日 まで	5歳児クラス
令和2(2020)年4月2日 から 令和3(2021)年4月1日 まで	4歳児クラス
令和3(2021)年4月2日 から 令和4(2022)年4月1日 まで	3歳児クラス
令和4(2022)年4月2日 から 令和5(2023)年4月1日 まで	2歳児クラス
令和5(2023)年4月2日 から 令和6(2024)年4月1日 まで	1歳児クラス
令和6(2024)年4月2日 から ※生後56日を経過した翌月から入園が可能です	0歳児クラス

お問合せ

〒204-8511
東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市しあわせ未来センター1階
清瀬市福祉子ども部子育て支援課保育・幼稚園係
TEL 042-497-2086(直通)



<https://www.city.seiyo.lg.jp/odatekyouiku/hoikusyoyouchien/hoikuen/index.html>

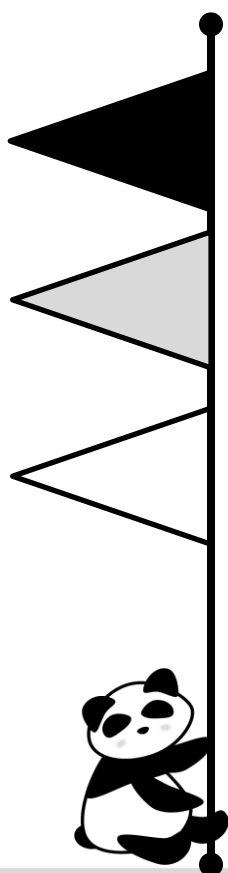
清瀬市トップページ >>

- ⇒ 「子育て」
- ⇒ 「保育所・幼稚園・認定こども園」
- ⇒ 「保育園」



目 次

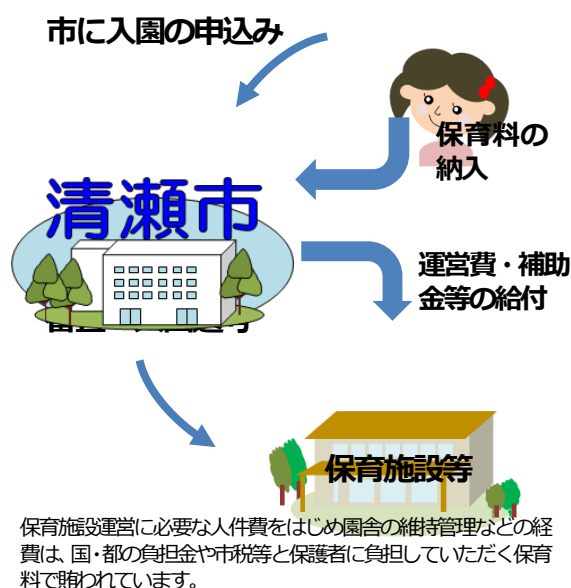
01	入園申込みの受付時期・受付場所	1
02	保育施設の種類と概要	2
03	申込みから入園までの流れ	4
04	教育・保育の支給認定	5
05	保育を必要とする事由ごとの認定および入所期間	6
06	入園申込みに関する注意事項	7
07	入園申込みに必要な書類	10
08	清瀬市民の方が清瀬市外の保育園入園・転園を希望されるとき	12
09	清瀬市外へ転出後も清瀬市内の保育園を継続利用したいとき	12
10	清瀬市民ではない方が清瀬市内の保育園入園を希望されるとき	13
11	入園申込み後のお手続きについて	14
12	在園中のお手続きについて	14
13	お子様が在園中で、次の子の出産・育児休業を取得するとき（育休特例）	16
14	保育料（利用者負担額）について	17
15	延長保育とその費用について	19
16	食材料費について	20
17	保育料等のお支払い方法について	20
18	よくある質問	22
19	一時預かりの利用について	24
20	認可保育施設一覧	25
21	市内幼稚園一覧	36
22	その他の保育施設	37
23	認可外保育施設等で利用できる助成金等	38
24	清瀬市保育園 入園選考基準	40
25	清瀬市内保育園等の今後の運営の予定について	42
26	郵送で申込みをする場合	42
27	申込み書類の注意事項	43



【 注意事項 】

- (1) 「清瀬市保育園等入園・在園のしおり」は、保育施設の利用申込み手続きや必要な書類について記載しています。利用を希望される方は、よくお読みになりお申込みください。保育施設に入所した後の手続きについても記載されていますので、大切に保管してください。
- (2) 提出された書類は返却できません。必要な場合は事前にご自身で写しをお取りください。

【 認可保育施設等の利用イメージ 】



●**受付期間**は、「いつ入園を希望するか」によって大きく2つに分かれます。

年度当初

令和 **7** 年 **4** 月 の入園申込み

※令和6年11月19日から令和7年2月4日までに出産予定の方は、
出産予定として申込み可能です。

1次申込み

令和 **6** 年 **11** 月 **5** 日 (火) から 令和 **6** 年 **11** 月 **18** 日 (月) **17:00** まで

※郵送・窓口受付ともに期間を過ぎたものは受付できません(郵送の場合は**消印有効**です)。

相談予約開始日時

1次申込みの期間において相談のある方は、以下①②のとおり予約フォームでの相談予約が必要となります。

令和6年10月29日(火) **9:00**より**先着順** (予約は30分間隔)

①個別相談ありの入園申込み

※個別相談が必要ない方(入園申込み書類の提出のみの方)は予約の必要はありません。

②土曜日の個別相談対応

実施日時: 令和6年11月9日(土) **9:00~13:00**



予約フォームQRコード

2次申込み

1次申込み受付期間終了後 から 令和 **7** 年 **2** 月 **10** 日 (月) **17:00** まで

※1次申込みが不承諾になった方で引き続き入園を希望される方は「希望園変更届」等を提出してください。

毎月の入園

令和 **7** 年 **5** 月 から 令和 **8** 年 **3** 月 まで の入園申込み

前回の申込み期限の翌日から入園を希望する月の**前月10日**まで(10日が土・日・祝日のときは直前の開庁日)

入園希望月	申込み期限	※郵送の場合は 必着 です。			
5月	4月10日(木)	9月	8月8日(金)	1月	12月10日(水)
6月	5月9日(金)	10月	9月10日(水)	2月	1月9日(金)
7月	6月10日(火)	11月	10月10日(金)	3月	2月10日(火) ※原則として3月にお誕生日を迎えるお子様以外の入園申込みはお受けしていません。
8月	7月10日(木)	12月	11月10日(月)		

※締切日間際は窓口が混雑しますので、余裕を持ってお申込みください。

●**郵送先、提出場所(窓口)**は下記のとおりです(受付期間はどちらも同じです)。

郵 送

〒204-8511
清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市福祉子ども部子育て支援課保育・幼稚園係 宛
(詳しくは最終ページをご参照ください)

窓 口

清瀬市しあわせ未来センター1階
子育て支援課 保育・幼稚園係
TEL 042-497-2086(直通)



認可保育施設は就労や疾病等の事情により、保護者がお子様を保育できない間に限って保育する施設です。利用の際には入園の申込みに加えて「教育・保育の支給認定（保育の必要性の認定）」（P.5参照）が必要となります。

また、入園の選考や清瀬市民の保育料の決定は、清瀬市が行います。

保育施設の種類・それぞれの事業の概要

認可保育施設

認可保育園

- ・保護者が就労や病気のため家庭でお子様を保育できないとき、保護者に代わって保育をする「児童福祉法」で定められている施設です。
- ・各施設は国と都道府県が定めた基準を満たした施設で、保育内容にはそれぞれ特色があります。
- ・公立保育園は清瀬市が設置運営しています。
- ・私立保育園は社会福祉法人等各事業者が設置運営しています。

認定こども園（保育）

- ・幼稚園と保育園の良いところを生かし、「教育」と「保育」を一体的に提供する施設です。
- ・私立認定こども園は学校法人等が設置運営しています。
- ・各施設は国と都道府県が定めた基準を満たした施設で、教育・保育内容にはそれぞれ特色があります。
- ・保育料以外にも特定負担額（上乗せ徴収額）や実費徴収額（入園料、制服代、通園バス等）などの負担が発生いたしますので、詳しくは各施設にご確認の上、利用申込みの手続きを行ってください。
- ・保育料については各施設に納付していただきます（保育料の算定は市が行います）。

地域型保育施設

- ・地域型保育施設とは、原則定員19名以下の少人数で、0歳児～2歳児のお子様を保育する施設の総称で、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとしています。
- ・地域型保育施設は

① 小規模保育（定員6名以上19名以下）	の4類型があり、清瀬市にあるのは①④です。
② 家庭的保育（定員5名以下）	
③ 居宅訪問型保育	
④ 事業所内保育	
- ・保育料については各施設に納付していただきます（保育料の算定は市が行います）。

認可外保育施設

認証保育所

- ・東京都が認証した民間事業者等による保育室です。
- ・利用については保護者と認証保育所の間で直接契約を行い、保育料は認証保育所が決定し、認証保育所に納付していただきます。

企業主導型保育所

- ・企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置した保育施設です。
- ・従業員以外でも定員に空きがあれば利用可能です。

市内民間保育施設

- ・上記以外にも市内に保育を実施する民間施設等がございます。

保育施設の休園

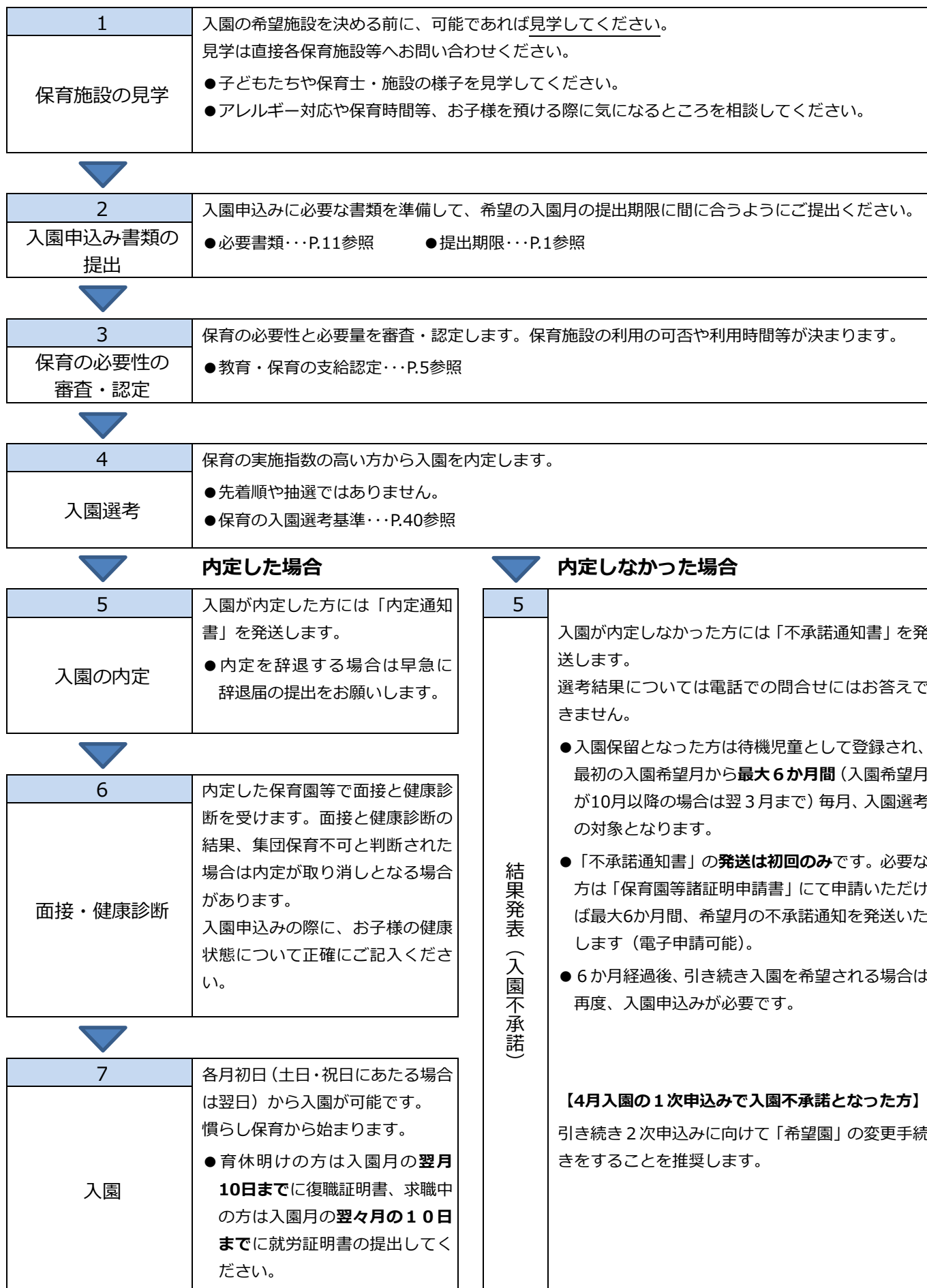
- ① 日曜日および国民の祝日に関する法律に規定される国民の休日
- ② 12月29日から翌年の1月3日まで
- ③ その他、市長が特に休園の必要を認めた日

- ※ 認定こども園及び地域型保育施設の休園日は、上記のほかに園が定めている場合があります。
- ※ 認定こども園ひかり・ピッコロルーム・ゆりかごファーストスクール・ちゃいるど保育園は土曜日についても休園日としています。
- ※ なかよし保育園は月に2回、土曜日を開所しています。（第2土曜日・第4土曜日）
- ※ 詳しくは利用開始前に各園にご確認ください。

清瀬市で申込み受付をしている保育施設一覧表 ※「20 認可保育施設一覧 (P.25～)」をご参照ください。

区分	名称	所在地 (町名)	開所時間	定 員						
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
公立 保育園	第1保育園	松山	7:00～19:00	6	10	12	20	25	25	98
	第3保育園	旭が丘	7:00～19:00	6	10	12	20	25	25	98
	第7保育園 (令和8年3月31日開園予定)	竹丘	7:00～19:00	-	10	12	15	15	15	67
私立 保育園	清瀬駅前保育園	元町	7:00～19:00	9	12	14	15	15	15	80
	清瀬上宮保育園	竹丘	7:00～19:00	9	18	22	22	23	23	117
	のしお保育園 (令和8年6月移転予定)	野塩	7:00～19:00	9	13	13	15	15	15	80
	中清戸保育園	下清戸	7:00～19:00	9	10	12	16	16	17	80
	すみれ保育園	中里	7:00～19:00	15	18	20	22	22	23	120
	すみれ保育園分園	松山	7:00～19:00	3	11	12	-	-	-	26
	きよせ保育園	上清戸	7:00～19:00	12	24	35	30	30	30	161
	きよせ保育園分園	上清戸	7:00～19:00	3	10	10	-	-	-	23
	せせらぎ保育園	中里	7:00～19:00	15	18	20	24	24	24	125
	清瀬どろんこ保育園	松山	7:00～20:00	6	12	12	20	20	20	90
	のしお一丁目保育園	野塩	7:00～19:00	9	13	13	15	15	15	80
	メリーポピンズ清瀬ルーム	松山	7:00～20:00	6	15	18	-	-	-	39
	中里どろんこ保育園	中里	7:00～20:00	6	16	18	20	20	20	100
	メリーポピンズ松山ルーム	松山	7:00～20:00	12	15	15	-	-	-	42
認	認定こども園ひかり	旭が丘	7:30～18:30	-	-	-	10	10	10	30
小規模 保育施設	ピッコロルーム	元町	7:30～19:30	3	4	4	-	-	-	11
	ゆりかごファーストスクール	元町	8:00～17:00	-	8	10	-	-	-	18
	ちやいんど保育園	上清戸	8:00～17:00	-	8	10	-	-	-	18
	あいあいちびっこルーム	竹丘	7:30～19:30	-	6	6	-	-	-	12
	ちあふるガーデン	中里	7:00～19:00	3	5	6	-	-	-	14
事	なかよし保育園	竹丘	7:30～19:00	3	3	3	-	-	-	9

- ※ 認：認定こども園、事：事業所内保育施設
- ※ 0歳児クラスは生後56日（8週）経過後の翌月から入園が可能です。
- ※ 「定員」は各園・各クラスの募集人数ではありません（在園児の継続利用による持ち上がりがあるため）。
- ※ すみれ保育園分園、きよせ保育園分園の土曜保育は、それぞれすみれ保育園、きよせ保育園で実施いたします。
- ※ きよせ保育園は2歳児クラスから3歳児クラスに持ち上がる際に定員数が減少しますが、在園児の持ち上がり数は確保されます。
- ※ ゆりかごファーストスクール、ちやいんど保育園に在園する世帯の保育の必要量は保育短時間となります。
- ※ ちあふるガーデンの延長保育と土曜保育は、せせらぎ保育園で実施いたします。また、ちあふるガーデンはせせらぎ保育園の連携施設のため、卒園時にせせらぎ保育園へ優先的に転園ができます。（空き状況によっては全員が転園できない場合もあります）



1 支給認定

- **認可保育園等を利用するためには**、保育施設への入所申込みに加えて、お子様の保育が必要であることの教育・保育の支給認定である「保育必要性の認定」を受ける必要があります。

清瀬市では、入園申込みの申請書が認定申請書を兼ねているため、別々に申請していただく必要はありません。

(入園申込みのときに提出された書類で認定いたします)

また、すでに3号認定を受けている児童が満3歳になり2号認定に変更するときは、**認可保育施設へ申請中または在園中の方に限り**清瀬市が認定変更を行いますので再申請は不要です。

- **認定区分は3つ**（1号認定、2号認定、3号認定）に分かれています。

このうち保育施設を利用するには、**2号または3号の認定**を受ける必要があります。

さらに**保育の必要量**は**2つ**（保育標準時間、保育短時間）に分かれています。

認定区分	対象年齢	利用できる施設	保育の必要性／保育の必要量		
1号認定	3歳 ～ 5歳	・認定こども園 ・幼稚園	なし	教育標準時間	4時間
2号認定	3歳 ～ 5歳	・認定こども園 ・保育園	あり	保育 標準 時間	11時間
				保育 短 時間	8時間
3号認定	0歳 ～ 2歳	・認定こども園 ・保育園 ・地域型保育施設	あり	保育 標準 時間	11時間
				保育 短 時間	8時間

2 保育時間と必要量の区分

- **保育の必要量の区分**とは、保育事由と各家庭の状況等に応じて利用可能な最大の保育時間を市が認定しているものです。

それぞれの最大利用時間を超えた利用は**延長保育**となり、別途料金が発生します。

- **具体的な保育時間については**、内定通知後の園との面接で決定します。

保育標準時間と保育短時間の原則的な利用時間例（開所時間が7:00～19:00の場合）

保育の必要量（区分） 勤務等の拘束時間（休憩含む） +通勤時間等により決定	保育時間 利用可能な時間帯、保育施設ごとに異なります				
保育標準時間 (月120時間以上の就労等)	7:00	← 11時間まで → (最大で利用可能な時間帯)			18:00 19:00 延長保育
保育短時間 (月48時間以上120時間未満の就労等)	7:00	8:30	← 8時間まで → (最大で利用可能な時間帯)	16:30 18:00	19:00 延長保育 延長保育

- **延長保育の申込み**については、入園（内定）後に、保育施設に直接申込みが必要です。また、延長保育料についても保育施設ごとに異なりますので、詳しくは保育施設に直接お問合せください。
- **保育施設でお子様をお預かりする時間**(保育する時間)は、原則として、保護者が就労等により保育をすることができない時間のみとなります（買い物や食事の準備等の時間は含まれません）。認定された利用時間にかかわらず、保護者のいずれかが保育が可能な時間は家庭で保育をしてください。
- 入園当初は徐々に環境に慣れていただくため、「慣らし保育」として保育時間が短くなることがあります。

- 保育必要性の認定（2号認定または3号認定）を受けるためには、保護者が下記の事由のいずれかに該当することが必要です。そのため、「集団生活を経験させたい」「幼児教育の場として利用したい」などの理由だけでは認定できません。

※ **ゆりかごファーストスクール、ちゃいるど保育園をご利用の場合、下記の事由に関わらず、保育短時間の認定となります。**

認定事由	保育を必要とする事由と入所期間	保育の必要量の認定	
		標準 時間	短 時間
就 労	【最低就労基準】 ① 月48時間以上 ② 1週間のうち3日間は1日4時間以上の労働を常態としている 上記①②の条件を満たさない場合、就労のために保育が必要とは認められず「求職（活動）」扱いとなります。 ※就労事由で申込みをしていても、入園月が出産予定月とその前後2か月に該当する場合は、「出産」事由での取り扱いとなります。（P.8参照） → 就労期間中	労働が 月120時間 以上	労働が 月120時間 未満
求 職	求職中の場合 ※入園後3か月以内に就労できない場合は退園となります。 ※申込みは年度に4回まで → 入園後3か月以内（期間内に就労要件を満たせば「就労」に切り替わります）	×	○
出 産	出産する場合 ※下記の当該期間経過後は退園となります。 → 出産予定月およびその前後2か月（5か月）以内	○	△ （希望により可）
疾病・障害	疾病、負傷、心身の障害などによりお子様の保育ができない場合 → 入院、通院、療養期間	○	△ （希望により可）
介護・看護	常時かつ長期に介護、看護にあたっている場合 → 介護・看護期間	介護・看護が 月120時間 以上	介護・看護が 月120時間 未満
災害復旧	火災等による家屋の損傷、その他の災害復旧にあたっている場合 → 災害復旧期間	○	△ （希望により可）
就 学	週3日以上かつ1日4時間以上の就学の場合 → 就学期間	就学が 月120時間 以上	就学が 月120時間 未満
そ の 他	上記に類する状態として、市長が認める場合	要相談	

- 労働時間が月120時間に満たない場合でも、就労状況や勤務体系によっては、入園月の翌月以降に認定を保育短時間から保育標準時間に変更可能な場合がありますので、認定の変更を希望される場合は**速やかに変更申請を行ってください。**
- 育休特例・みなし育休特例制度を利用している期間の保育必要量は「保育短時間」の扱いとなります。

1 入園申込み時と入園時点で 就労状況等が変わった場合

入園後3か月以内に指数の減少を伴う転職等があった場合、再選考の結果、退園となる場合があります。

入園選考は、申込み時に提出された就労証明書等を用いて算定した指数を使用しています。**入園から3ヶ月以内に雇用契約等が変わり指数が減少した場合は再選考を行い、継続が認められない場合には退園となります。**再度保育園等の利用を希望する場合は改めて入園申込みをする必要がありますが、再度選考をし直すため、再度入園できるとは限りません。

なお、新規入園月から3か月経過後の転職・退職・勤務日数および時間変更等については再選考を行いません。

2 求職で申込まれる方

求職による入園申込みの場合、有効期限は3か月間となりますので、3か月間で入園が決まらない場合は、改めて入園申込みが必要です。求職による入園申込みは年度内に**4回**まで可能です。

入園後、3か月以内に就労できない場合は退園となります。（入園月の翌々月の10日までに就労証明書の提出が必要です。）再度保育園等の利用を希望する場合は改めて入園申込みをする必要がありますが、再度選考をし直すため、再度入園できるとは限りません。

清瀬市に転入予定のない方は、求職事由での入園申込みはできません。

（ただし、入園希望月からの内定が出ている場合は申込み可能です。）

3 産休・育休明けで申込まれる方

入園した月の月末までに**復職**する必要があります。復職とは、育児休業または産前産後休業を取得している在職中の職場に、取得前と同じ雇用条件（就労日数・就労時間）で就労を再開することです。

復職後、復職証明書（市指定）を、入園月の翌月10日までに提出する必要があります。**入園月内の復職ができない場合、当月で退園となります。**

なお、入園申込み時に提出した**就労証明書と復職時の勤務状況に相違がある場合**（就労日数や時間が異なる場合や他の勤務先に転職した場合等）についても**入園の取り消し又は入園月で退園**となる場合があります。

ただし、復職後に「育児短時間勤務」とする方は、雇用契約上の正規の就労日数や時間に変更がないことが確認できれば、休業取得前と同じ雇用条件で復職したとみなします。

4 入園できない場合 育児休業の延長も許容できる方

育児休業を取得中で入園できなかった場合、育児休業期間の延長を許容できる方は、入園申込書P.1の「入園できなかった場合は育休の延長が可能なので、他に入園を希望している方がいれば自分より利用調整を優先して構いません。」に✓してください。

●上記の項目にチェックをした場合は保育の調整指数が70点の減点となります。

ただし、定員に空きがある場合は内定することがあります。

清瀬市に転入予定のない方は、対象外です。

●育児休業給付金の手続きに申込書類一式の写しが必要となりますのでご自身で写しをお取りください。



5 入園が保留となり育児休業の延長をされた方

育児休業の延長が決定し、以降の入園申込みの必要がなくなった場合は申込みの取り下げ手続きを行ってください。
(電子申請可)

再度入園を希望される場合は通常の申込みと同様の書類一式が必要となります。

6 出産の事由で申込まれる方

産前産後の期間(出産予定月とその前後2か月)に上の子の入園申込みをする場合、**入園期間は出産予定月及びその前後各2か月の最長5か月以内**です。出産後、**引き続き在園することを希望される場合でも、当該期間をもって退園**となります。

出産事由で入園した場合は、在園期間の延長はできません[※]。退園後に再度入園を希望される場合には、生まれたお子様も含めて新たに入園の申込みが必要となります。改めて入園の選考をし直すため、再入園できるとは限りません。

※**出産後(産休後)育児休業を取得せずに職場に復帰する場合**、その旨を証明する書類(就労証明書等)の提出ができれば、就労事由で在園期間の継続が可能です。ただし、就労を開始する月に生まれたお子様が入園できるよう、入園申込みをしてください。

この場合、出産事由での在園期間終了日の翌月中に復職できなければ退園となります。



7 入園希望月の前後2か月に出産予定の方

入園申込み時は就労等の別の事由で申込みをしていますが、**入園月が出産予定月とその前後2か月に該当する場合は、出産事由での申込み**となります。上記「6 出産事由で申込まれる方」と同様の在園期間となるため、**入園月時点で就労していたとしても出産予定月の2か月後の月末で退園**となります。

出産事由で入園した場合は、在園期間の延長はできません(上記6参照)。退園後に再度入園を希望される場合には、生まれたお子様も含めて新たに入園申込みが必要となります。改めて入園の選考をし直すため、再入園できるとは限りません。

← 入園可能 →					退園
2か月前	1か月前	出産予定月	1か月後	2か月後	

8 4月入園申込み期間後に出生する子の入園申込み

4月入園希望に限り、出産予定での入園申込みが可能です。

令和6年11月19日から令和7年2月4日までに出産予定のお子様の入園申込みが可能です。保育を必要とする事由を証明する書類に加え、母子手帳の写し(表紙・出産予定日が分かるページ)を提出してください。ただし、出産予定日が2月の方は、上記「7 入園希望月の前後2か月に出産予定の方」をご確認ください。

出産日が2月5日以降となってしまった場合は4月1日時点で生後56日を経過していないため、入園できません。入園の内定が出ていても取り消しとなります。5月以降の入園を希望される場合には、出産以外の事由で新たにお申込みください。

← 入園不可 →		← 入園可能 →	
出産日	生後56日経過	翌月1日から	

9 障害や病気があるお子様の入園について

保育の必要性があり、集団保育が可能である児童（医療的ケア児）について、申込みが可能です。

障害や病気等の程度を適切に把握するための「主治医意見書（市指定様式）」に主治医等に集団保育の可否や注意点、必要な支援内容に関する内容を具体的に記載してもらい、提出してください。医療的ケアが必要なお子様の申込みは、保健師等と面談をさせていただき、必要に応じて追加で「医療的ケア実施申込書」等を依頼する場合があります。

なお、医療的ケア児の保育時間は原則平日8時30分～16時30分です。

他に配慮が必要なお子様の保育時間に関しては見学时及び入園後、保育園等とご相談ください。

- 入園調整までに時間がかかりますので、心身の発達に心配がある場合や医療的ケアが必要なお子様の入園については、入園希望月の前々月の10日まで（4月入園を除く）に必ず市にご相談ください。また、保育園等の見学は必ずお願いします。
- 保育園等の受け入れ体制（設備・人員配置・利用児童等）が整わない場合、空き状況に関わらず入園できない場合があります。
- 申込みの際に申告がなかった場合は、内定が決まっても受け入れができない場合があります。そのため、入園申込後に新たに診断された場合や病状が変わった場合は、必ずお申し出ください。
- お子様の健康状況や医療的ケアの内容に変更が生じたこと等により保育の実施ができなくなることがあります。

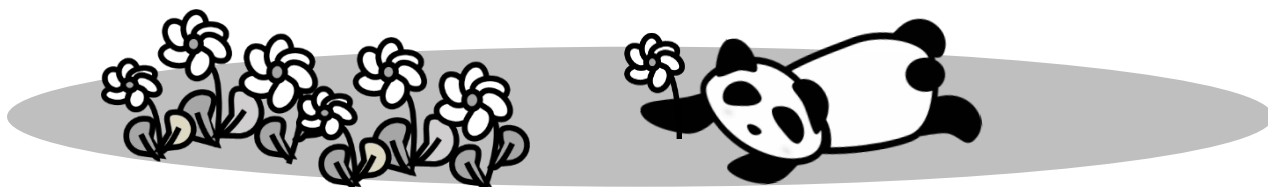
10 食物アレルギー等食事に配慮が必要なお子様の入園について

食物アレルギーや宗教上の理由等で食事に配慮が必要な方は申込み前に各保育園等への相談が必要です。

- 給食室の設備・人員、保育室フロアの構造、在園児の除去食対応等によって保育園等の対応が異なり、受け入れができない場合や持ち込み食になる可能性もあります。
- 入園申込書P.3「申込児童の状況等」に記入し、食物アレルギーの診断を受けている方はアレルギー検査結果の写しを添付してください。なお、保護者の希望があっても医師による診断がない場合は、保育園等での食物アレルギー対応はできかねます。
- 保育園等の受け入れ体制が整わない場合、また、申込みの際に申告がなかった場合は、空き状況や内定に関わらず入園できない場合があります。

11 その他の注意事項

- 認可保育施設、認可外保育施設、幼稚園等を同じ月に在籍することはできません。
二重在籍とならないよう、他の保育施設等を利用している場合は入園月前月末までに退園してください。
- 保育施設等や保育サービスを利用していない未就学児のきょうだいがいる場合、すべての子の預け先が必要です。
保育園等の申込み状況や預け先が確認できる書類を求めることがあります。



以下の書類をご用意・ご提出ください。

提出書類は「保育を必要とする事由」をはじめ、申請される方の状況によって異なりますので、十分にご注意ください。

入園申込み書類の提出の際は、申請保護者の確認のため**本人確認書類**をご提示ください。なお、保護者でない方が提出する場合は、**委任状**をお持ちください（巻末参照）。

必要書類①

保育園等入園申込書 兼 子どものための教育・保育給付認定申請書

(必須)

- 2名以上のお子様を同時期に申請する場合であっても、**申請書は1枚ずつ**ご用意ください。

必要書類②

「保育を必要とする事由」を証明する書類

(必須)

- すべての保護者および18歳以上65歳未満の同居者**※それぞれの書類が必要となります。

- 提出された書類は返却できません**ので、必要な場合は事前にご自身で写しをお取りください。

（延長保育等の利用にあたり、入園後に保育園等から就労証明書の提示を求められる場合があります）

各書類について、詳しくは次ページをご参照ください。

※「同居」について

住所が同じ場合は同居とみなしますので18歳以上65歳未満の方の書類をご用意をお願いします。

また生計が別の場合は「生計が別である旨の申立書」

及び証明書を提出してください。（P.17 参照）

	保護者の状況
1	常勤・パート・内職
2	就労内定状態の場合
3	自営業・個人事業主・フリーランス
4	法人経営者
5	自営業の協力者
6	親族経営会社への従事者
7	求職中の場合
8	病気または心身に障害がある場合
9	親族の介護または看護をしている場合
10	大学・職業訓練学校に通学している場合
11	出産する場合

必要書類③

住民税課税（非課税）証明書

(該当の方のみ)

- 令和6年1月2日以降に転入した保護者すべての住民税課税（非課税）証明書が必要になります。（出産・育児休業などで収入がない場合でも、**非課税証明書**をご提出いただく必要があります）

- ①清瀬市に住居登録された日 ②入園希望月 によって必要な証明書が異なります。

入園希望月 / 清瀬市に	令和6年1月1日 以前から	令和6年1月2日 以降	令和7年1月2日 以降
令和7年4月入園 から 令和7年8月入園 まで	不要 [※]	令和6年度	令和6年度・令和7年度
令和7年9月入園 から 令和8年3月入園 まで	不要 [※]	不要 [※]	令和7年度

※清瀬市の税情報で確認しますので提出の必要はありませんが、未申告の場合は確認できませんので早急に申告してください。

未申告等により保育料決定に必要な税情報が確認できない場合には、最高階層（D27）で決定する場合があります。

詳しくは「令和7年度清瀬市利用者負担額基準額表（P.19）」をご参照ください。

住民税課税（非課税）証明書に関する補足事項

- 以下の場合には**住民税課税（非課税）証明書の提出を省略することができます**。

・必要書類①の「入園児童の家庭の状況」欄に**マイナンバー**を記入

・マイナンバーの確認と申込み者（保護者）の本人確認ができる書類の提示

ただし、マイナンバーでは非課税か未申告かの判断が出来ない場合があります。その際は、**追って非課税証明書の提出を求める場合があります**ので、ご了承ください。

必要書類④

主治医意見書（市指定様式等）、身体障害者手帳の写し、愛の手帳の写し など

(該当の方のみ)

- お子様の状況により、主治医意見書や身体障害者手帳の写し、愛の手帳の写しなど提出を求める場合があります。

詳しくは「06 入園申込みに関する注意事項（P.9） 9障害や病気があるお子様の入園について」をご参照ください。

(参考)「保育を必要とする事由」を証明する書類一覧表



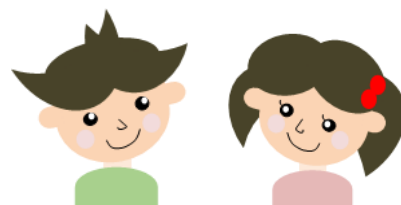
清瀬市トップページ
⇒「申請書ダウンロード」
⇒「子育て・教育関係の申請書」
⇒「保育・幼稚園に関する申請書」

清瀬市ウェブサイトより書類の様式をダウンロードする場合は上記ページをご覧ください。

	保護者の状況	必要書類 ●は必須、数字〇はいずれかの提出が必要	備考
1	常勤・パート・内職	●就労証明書 (変則勤務の方は勤務表も)	就労先等が2か所以上の方は、それぞれの就労先の就労証明書をご提出ください。
2	就労内定先がある場合	●就労証明書	「就労実績」には、就労を開始してからの3か月間の見込みで日数・時間ともに記入を依頼してください。
3	自営業 個人事業主 フリーランス	●就労証明書 ①確定申告書 (令和5年までに就労を開始した方) ②開業届 (令和6年以降に就労を開始した方)	就労証明書のほか、左記のとおり、自営業を行っていることが確認できる書類の提出が必要です。 ※左記の書類が提出できない場合に確認させていただくもの ・報酬のわかるもの ・請負契約書 ・営業上必要な材料の仕入れ伝票 等
4	法人経営者	●就労証明書 ①源泉徴収票 (令和5年までに設立された方) ②登記簿謄本 (令和6年以降に設立された方)	就労証明書のほか、左記のとおり、法人の経営者であることが確認できる書類の提出が必要です。
5	自営業の協力者	●就労証明書 ①源泉徴収票 又は 確定申告書 (令和5年までに就労を開始した方) ②青色事業専従者給与に関する届出書 (令和6年以降に就労を開始した方)	就労証明書のほか、左記のとおり、事業主より給与の支払いが確認できる書類の提出が必要です。
6	親族経営会社への従事者	●就労証明書 ①源泉徴収票 (令和5年までに就労を開始した方) ②雇用契約書 (令和6年以降に就労を開始した方)	就労証明書のほか、左記のとおり、雇用契約又は給与の支払いが確認できる書類の提出が必要です。
7	求職中	—	提出書類はありません。
8	病気又は心身に障害がある場合	①医師の診断書 ②障害者手帳等の写し	診断書には、保育施設の利用が必要である状況と療養期間の記載(期間が決まっている場合)が必要です。 診断書の内容によっては保育の認定ができない場合があります。
9	親族の介護又は看護をしている場合	●介(看)護状況届出書 ①医師の診断書 ②ケアプラン 又は 障害者手帳等の写し	具体的な状況を「介(看)護状況届出書」にご記入ください 「介(看)護状況届出書」については、清瀬市ウェブサイトまたは窓口で入手してください。
10	大学や職業訓練学校に通学している場合	●時間割 ①在学証明書 ②学生証の写し	
11	出産する場合	●母子健康手帳の写し	表紙および分娩予定日のわかるページの写しを提出してください。

※ 各証明書、診断書の有効期限は、証明日から3か月以内です(コピーでも構いません)。

書類の提出とともに「保育園等入園・転園申込書兼子どものための教育・保育給付認定申請書」に必要事項を記入してください。

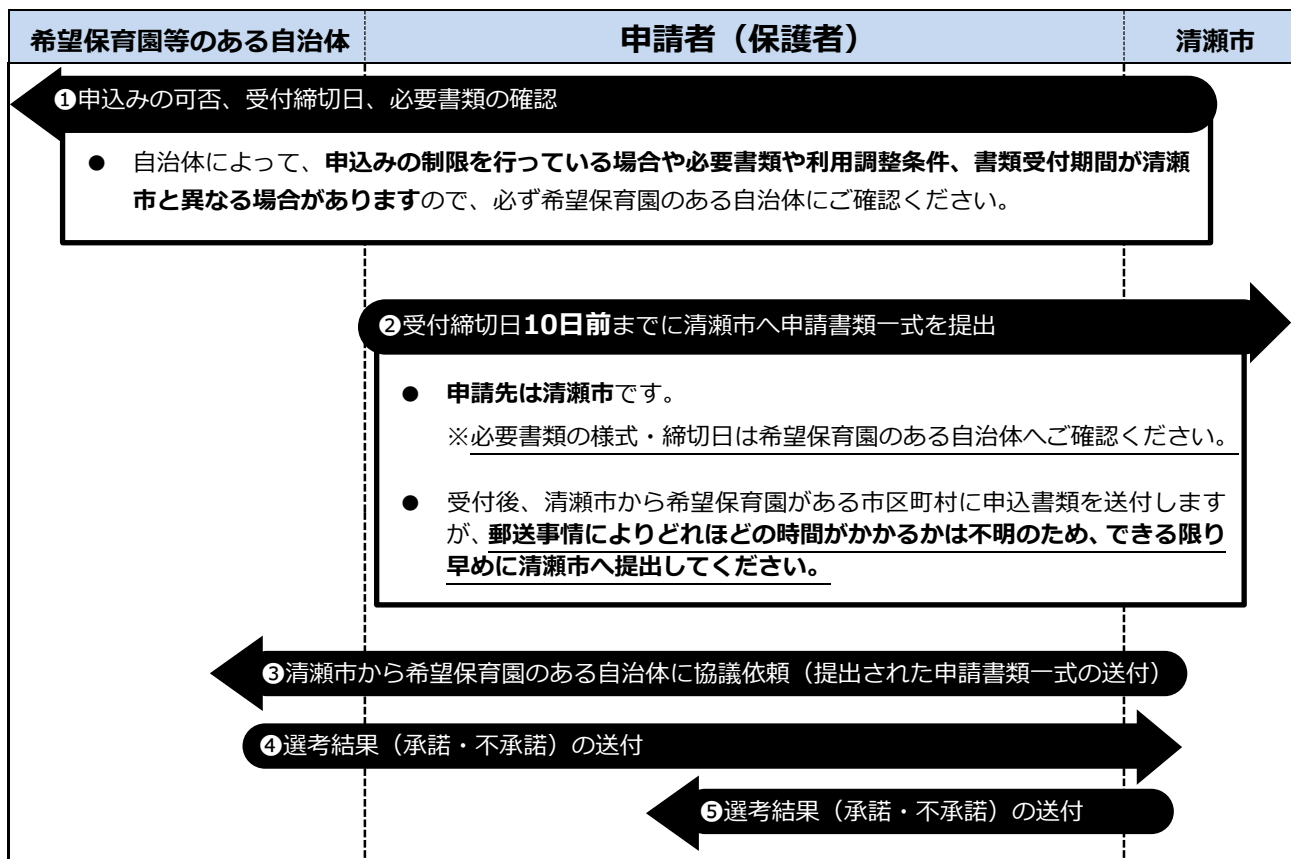


●清瀬市外へ転出予定のない方

清瀬市外の保育園等への入園を希望される場合でも、住所が清瀬市にあれば原則として清瀬市へ申請してください。

申請受理後、清瀬市から希望する保育園等のある自治体へ協議の申し入れを行います。

なお、市内の保育園から市外の保育園の転園をご希望の場合、(市内の保育園の転園と同様)、転園希望先の内定が出た場合には元の保育園には戻れませんので十分にご注意ください。



●清瀬市外へ転出予定がある方

転出先自治体で保育園等の利用を希望する場合、希望保育園のある自治体へ直接申込みをしてください。

清瀬市へ書類等の提出は不要です。必要書類や利用調整条件、書類受付期間は自治体により異なりますので、必ず希望保育園のある自治体にご確認ください。

●他の市区町村に転出しても、継続して在園中の清瀬市の保育園等を利用できます。

その場合には必ず下記のお手続きを行ってください。手続きがない場合には清瀬市内保育園等の利用は終了となります。

① 転出日までに清瀬市へ退園届の提出

当初の入園申込みが清瀬市民として申し込まれているため、継続利用を希望していても、**退園届を提出していただく必要があります。**
その退園届に「**継続希望**」であることを記載のうえ、提出してください。

② 転出後、すみやかに転出先の自治体へ入所手続きの申請

- 転出後、すみやかに転出先の市区町村で、転出先の市区町村の住民として入園手続（引き続き清瀬市の保育園等に通園するための入所手続）をしてください。
- 入所手続きには就労証明書等の提出が必要になります。余裕をもつてご用意いただきますようお願いいたします。
- ※ 転出後の保育料等は転出先の市区町村の基準額に変更となります。

●清瀬市民でない方が市内の保育園等の入園を希望される場合は、原則としてお子様の**住民票のある市区町村から清瀬市へ協議**を行いますので、申込み時点で住民票のある市区町村にて入園申込みの手続きを行ってください。

●**申込書、就労証明書等は、原則として清瀬市の様式で居住市区町村にご提出ください。**

(居住市区町村を通して清瀬市の申込み期間中に書類が必ず到着するよう、お住まいの市区町村にご相談ください)

1 入園希望月の前月末までに清瀬市に転入予定が **あ**る 場合

申込み時点で清瀬市外に住民票があっても入園希望月の前月末までに清瀬市に転入される場合、清瀬市民と同じ選考基準で利用調整を行います。なお、**前月末までに**清瀬市への転入手続きがされていない場合は、入園が内定していても取り消しとなります。また、入園の可否に関わらず、清瀬市に転入後は、必ず清瀬市子育て支援課保育・幼稚園係窓口までお越しください。

必要書類

- ① 保育園等入園・転園申込書兼子どものための教育・保育給付認定申請書
- ② 保育を必要とする事由を証明する書類 (P.11参照)
- ③ 住民税課税(非課税)証明書 (P.10参照)
- ④ 清瀬市に転入後の居住地の賃貸契約書又は売買契約書の写し
(賃借日または引渡日等が記載されたもの)
- ⑤ 転入に関する誓約書(清瀬市指定様式)

(右記ウェブページからダウンロード可能)



清瀬市トップページ
⇒ 「申請書ダウンロード」
⇒ 「子育て・教育関係の申請書」
⇒ 「保育・幼稚園に関する申請書」

令和7年4月入園申込みで、1次申込み受付期間(令和6年11月5日(火)から令和6年11月18日(月)まで)にご用意できない可能性を考慮し、「賃貸契約書」又は「売買契約書」の写しに限り、提出期限を令和6年12月27日(金)までとさせていただきます。申込み時にその旨を必ず職員へお伝えください。

2 入園希望月の前月末まで清瀬市に転入予定が **な**い 場合

入園選考は清瀬市民が優先のため、**清瀬市民の利用調整(入園選考)後、欠員がある場合のみ**利用調整を行います。指数が同位の場合は、保護者の両方またはどちらかが**清瀬市在勤の方を優先**して利用調整を行います。

対象外

転入予定のない方が下記に該当する場合は、入園申込みの受付をしておりません。

- 保育を必要とする事由が**求職**の方(保護者のいずれかが求職活動中の場合)
- **公立保育園**への入園を希望する方

申込み不可

転入予定がない方の受け入れ可能な時期は下表のとおりとなりますのでご注意ください。

入園時期	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
令和7年4月入園(1次選考)	×	×	×	×	×	×
令和7年4月入園(2次選考)～令和7年7月入園	×	●	●	○	○	○
令和7年8月入園～令和8年3月入園	●	●	●	○	○	○

●保護者のどちらかが清瀬市に在勤・在学の方のみ申込みが可能。

※上記以外にも保育園等の空き状況、待機児童数の状況により一定の受入れ制限を行う場合があります。

必要書類

- ① 保育園等入園・転園申込書兼子どものための教育・保育給付認定申請書
- ② 保育を必要とする事由を証明する書類



清瀬市トップページ
⇒ 「申請書ダウンロード」
⇒ 「子育て・教育関係の申請書」
⇒ 「保育・幼稚園に関する申請書」

11 入園申込み後のお手続きについて

1 入園申込み後に変更する場合のお手続きについて

- 以下の変更事項に該当する場合は書類の提出が必要です。
- 以下の必要書類は、電子申請での提出が可能です。

変更事項	必要書類	提出期日・その他
希望保育施設を変更する場合	●希望園変更届	●変更希望する月の提出期限まで（原則前月の 10日 まで）に提出してください。
入園申込みを取下げ る場合	●保育園申請取 下げ申請書	●入所の意思がなくなった時点で速やかに提出してください。取り下げない場合は当初の入園申込み月から最大6か月間入園の選考を行います。 ※再度、入園を希望される場合は通常の申込みと同様の書類一式が必要となります。
内定を辞退する場合	●保育園内定取 下げ申請書	●保育・幼稚園係と入園が内定していた保育施設等に辞退する旨を連絡の上、速やかに提出してください。入園前までに提出されないと保育料がかかる場合があります。 ●内定辞退後、再度、入園を希望される場合は通常の申込みと同様の書類一式が必要となります。

2 入園申込み後、申込み有効期間内に状況が変わった場合のお手続きについて

- 申し込み後、申込み有効期間内（最大6か月間）に以下のように状況が変わった場合は、至急、保育・幼稚園係までご連絡ください。

- 仕事を辞めた・転職した
- 勤務内容に変更が生じた
- 新たに妊娠した 等



これらの変更により入園選考時の指数が下がるなど選考結果に影響がある場合には、入園の内定が取り消しとなります。
また、入園後に判明した場合は月末で退園となります。

- 保育園等への入園選考は申込み時の状況が入園時も継続していることを前提としています。
- 申込み以降に、申込み時と異なる状況（退職、転職、就労日数・時間数の変更、妊娠等）が生じた場合は、必ず保育・幼稚園係にご連絡いただき必要書類等を提出してください。変更後の状況に基づき入園の選考を行います。
- 変更の申出がなく、選考後に申込み時と異なる状況が判明した場合、再選考の結果、内定の取り消しや退園となることがあります。

12 在園中のお手続きについて

- 在園中に家庭の状況等に変更があった場合、その内容に応じて速やかに申請をする必要があります。
- 保育を必要とする事由や**保育必要量（短時間⇔標準時間）**が変更となる場合、下記に示す提出期限にかかわらず**20日まで**（20日が土日祝日の場合に直前の開庁日まで）に提出が確認されたものについては**翌月1日より適用**されます。
期日以降に提出された場合、翌々月からの適用となるため、翌月は延長保育料が発生する場合がありますのでご注意ください。
- 在園中の保育園等の決まり事が守れないなどが頻出・継続する場合には、強制退園を行う可能性があります。

保育施設の利用変更 に関する手続き

事由	必要書類	提出期日	電子申請	備考
退園する場合	●退園届	原則退園する月の 10日 まで	○	●期日を過ぎてから提出があった場合、翌月の保育料等の支払い義務が生じる場合があります。
1か月以上連続で欠席 をする場合	●長期欠席届	お休みに入る前	○	●長期欠席の期間は最長3か月です。3か月を過ぎると退園となります。 ●欠席の期間中も保育料および食料料が発生します。

保育施設の利用変更 に関する手続き つづき

事由	必要書類	提出期日	電子申請	備考
転園を希望する場合	●保育園等入園・転園申込書兼子どものための教育・保育給付申請書 ●就労証明書等	入園の申込みと同様	×	●入園申込み時と同様にいずれかの保育を必要とする事由に該当する必要があります（育休特例で在園している方は、転園した月中に復職することが必要です）。 ● 転園の決定後は、辞退して元の保育園等を継続することはできません。
復職する場合	●復職証明書	入園した月の 翌月 10 日 まで	×	●復職ができない、または「保育の選考基準指数（P.40）」が減少するような変更があった場合、再選考の結果、退園となる場合があります。

家庭状況（保育必要量）の変更 に関する手続き

事由	必要書類	提出期限	電子申請	備考
住所・氏名・電話番号 世帯員の変更 など (結婚・離婚・転居・出産など)	●家庭状況変更届	変更後すぐに	○	●世帯員の増減については、保育料の階層が変わる場合があります。保育料については「令和7年度青森市利用者負担額基準額表（P.19）」をご参考ください。 ●市外に引越す場合は別途お手続きが必要です。
退職	●家庭状況変更届	退職日が決定次第すぐに	○	●退職後、求職活動を行う場合は退職した日の属する月の翌月から3か月の在園が認められています。 ● 3か月以内に新しく就労を開始できない場合や、就労証明書を提出できない場合は退園となります。
就職（求職活動中の方）	●家庭状況変更届 ●就労証明書等	求職活動での在園期間の 最終月の 10 日 まで	×	● 求職活動での在園期間の最終月（退職した日の属する月の翌月から3か月目）の10日までに必要書類が確認できない場合、その月末をもって退園となります。 ●就労が決まり、保育の必要量の変更が生じる場合でも期日までに提出が確認できない場合は、翌々月からの適用となるため、延長保育料が発生する場合がありますのでご注意ください。
転職	●家庭状況変更届 ●就労証明書	転職先が決定次第すぐに	×	●勤務先や就労の状況によって、別途届出で書類の提出を依頼する場合があります。
就労状況の変更・異動・移転など	●家庭状況変更届 ●就労証明書 (就労状況変更時のみ)	変更が決定次第すぐに	×	●勤務時間や日数が変更になった場合、保育の必要量が変わる場合があります。就労状況（就労時間や日数）の変更がない異動・移転の場合は家庭状況変更届のみの提出で構いません。
1か月以上の休職	●家庭状況変更届 ●診断書	変更が決定次第すぐに	×	●3か月以上の休職の場合、認定が疾病に切り替わります。 ※育児休業は除く
妊娠・出産・育休特例・みなし育休特例	●家庭状況変更届 ●母子手帳の写し ●就労証明書	出産・育休予定日が決定次第すぐに	×	詳しくは「13 お子様が在園中で、次の子の出産・育児休業を取得するとき（P.16）」をご参考ください。
その他	●家庭状況変更届	変更希望月の 前月 20 日 まで	×	「その他」欄に変更する内容・理由を記載してください。

手続きによって支給認定の内容（保育の必要性の事由・保育必要量）が変更となる場合は、前月末までに新しい支給認定証を送付します。

提出書類

① 家庭状況変更届

② 変更事由が確認できる添付書類（就労証明書など、P11参照）

必要と認められる場合は、提出書類の内容を保育施設と共有することがあります。

提出期限

子育て支援課に提出する場合 …… 変更希望月の**前月 20 日**まで（20日が土日祝日の場合は直前の開庁日）

市内保育園等に提出する場合 …… 変更希望月の**前月 15 日**まで（15日が土日祝日の場合は直前の開所日）

※期限後の提出については、翌々月からの変更となります。

●清瀬市では就労で保育園等を利用している方が入園後に出産をし、産前産後休業・育児休業を取得する場合、**最長で生まれたお子様が1歳になる年度末(例：令和7年4月1日～令和8年3月31日生まれのお子様の場合、令和9年3月31日)まで**、育児休業を取得しながら上のお子様の保育園等の利用を**特例**で認めています。

●**特例対応のため以下の届け出は必ずお願いします。**なお**手続きが滞っている場合、退園になる可能性**があります。

●雇用の状況等で育児休業を取得することができない場合でも、勤務先が一時的な休業や離職を認めていれば、**みなし育休特例**として育休特例と同様に最長で産まれたお子様が1歳になる年度末まで上のお子様の保育園等の利用を認めています。

1 出産前の手続き

●当該制度の利用を希望する場合には、**必ず産前・産後の休業を取得する前までに**清瀬市に必要書類を提出してください。
事前に届け出等のない場合は、育休特例・みなし育休特例を適用できない場合があります。

	育休特例	みなし育休特例
対象者	下記の条件を すべて 満たす方 ① 出産予定日まで継続して 在園が3か月 を経過している ※清瀬市に転入と同時に入園された場合、前住所地での認可保育園等の在籍期間が途切れていない場合は入園期間に含めます。 ② 保育の認定事由を「就労」で受けている ③ 育児・介護休業法に基づく育児休業を取得することができる ④ 育児休業終了後、 元の勤務先に復職 することが確認できる	下記の条件を すべて 満たす方 ① 出産予定日まで継続して 在園が3か月 を経過している ② 保育の認定事由を「就労」で受けている ③ 自営業や雇用形態により育児休業を取得することができない ④ 会社が 一時的な休業や離職を認めていることが確認 できる ⑤ 休業や離職前と同等以上の条件で 元の勤務先に復帰(再契約) ができる
必要書類	● 家庭状況変更届 ● 母子手帳の写し	

※**転園月中に復職をする方を除き、この特例を取得している方の転園はできません。**

2 出産後の手続き

	育休特例	みなし育休特例
必要書類	● 家庭状況変更届（世帯員変更、育児休業取得） ● 就労証明書*（育休期間と復職日の記載があるもの） ● 転入と同時に入園の方は前住所地での保育施設の在籍証明書	● 家庭状況変更届（世帯員変更、育児休業取得） ● 就労証明書*（備考に休業（離職）期間と復職日の記載があるもの）
保育認定	保育の必要性の事由は「 育児休業 」となり、保育必要量は「 保育短時間 」となります。	
認定期間	下記①②のうち、 いずれか早い方 （期間終了後の認定は「就労」となります） ① 「 出産予定月の2か月後の翌月1日 」または「 父の育休取得開始日の翌月 」から「 生まれたお子様が1歳になる年度末 」まで ② 「 勤務先が指定する休業（離職）期間 」	

※**就労証明書**は、**父母分ともに育休の取得期間が確定し次第、早急に届け出**てください。

退園に関する注意事項

以下の場合、在園しているお子様が退園になります。

- 育休特例期間終了後、生まれたお子様の保育施設を確保できていない場合
- 休業（離職）前の勤務先に復帰、または再契約できない場合
- 休業（離職）前の就労状況と同等以上でない場合



14 保育料（利用者負担額）について

- **0～2 歳児クラスは、保育の必要性および世帯（保護者すべて）の市町村民税所得割課税額の合計に基づき、清瀬市利用者負担額基準額表（P.19）によって保育料を決定します（9月に保育料算定根拠の切り替えがあります）。**
- 所得割額のみ非課税の場合、均等割額で決定します。
所得割・均等割が非課税で、**生計を一にする同居親族がいる場合**、同居親族の市町村民税所得割課税額の合計で決定します。
（同居親族が別世帯（世帯分離）であっても、住居が同一であれば同居親族とみなします。また、生計が別であり同居世帯ではない旨の届出をする場合は「生計が別である旨の申立書」および証明書等の提出が必要です。）

算定期間	令和7年									令和8年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
算定根拠	① 保育の必要性（保育標準時間／保育短時間） ② 世帯の令和 6 年度 市町村民税所得割課税額の合計額					① 保育の必要性（保育標準時間／保育短時間） ② 世帯の令和 7 年度 市町村民税所得割課税額の合計額							

以下の控除の適用前の所得割課税額で算定します。

- | | |
|---------------------|----------------|
| ① 寄附金控除額 | ④ 配当控除額 |
| ② 外国税控除額 | ⑤ 住宅借入金等特別税控除額 |
| ③ 配当割額・株式等譲渡所得割額控除額 | |

- **3～5 歳児クラスは、幼児教育・保育無償化により、保育料は無償となります。**
ただし、**延長保育料やその他の実費（食材料費等）は無償化の対象外のため、費用がかかります。**

保育料の料金設定については、保育の必要量（保育標準時間／保育短時間）に応じて2通りあります。保育短時間は保育園等の利用時間が短い
ため、保育料も低く設定しています。それぞれの保育料については「清瀬市利用者負担額基準額表」でご確認ください。

注 意 事 項

- クラスは通年制ですので、お子様が誕生日を迎えても年度内に年齢区分が変わることはありません。
- ゆりかごファーストスクール、ちゃいんど保育園の2園については、保育の必要量に関わらず保育短時間の認定となります。
- 年度途中で課税額等に変更があった時は、すみやかに課税額等変更の書類を提出してください。
- 課税証明書の未提出や未申告等により保育料決定に必要な税情報を確認できない方には別途通知をいたしますが、通知後も税情報を確認できない状態が続いた場合には、最高階層（D27）で決定する場合があります。
- 所得や家庭状況等の修正による保育料の変更が生じた場合、申請又は確認がとれた翌月から保育料が変更になります。
この場合、保育料の変更は申請のあった年度に限ります。
- 保育料の滞納がある場合、給料の差し押さえや児童手当からの特別徴収等の滞納処分をする場合があります。
- 東京都が第1子からの保育料無償化を検討していますが、具体的な開始時期等は決定次第通知いたします。

多 子 世 帯 の 負 担 軽 減

同一世帯に生計を一にするお子様が複数いる場合は、年齢に関わらず保育料軽減の算定対象人数となり、**0～2 歳児の保育料につきましては第2子以降が無償となります。**

ただし、下記の世帯については申請が必要となります。

- (例) ・別居しているが同一世帯内のお子様がいる世帯
・同一世帯で障害児施設等に在籍しているお子様※がいる世帯 など

※障害児施設等に在籍しているお子様 とは

学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部在籍する児童
児童福祉法第6条の2の2に規定する児童発達支援又は医療型児童発達支援を受ける小学校就学前児童
児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設に在籍する小学校就学前児童

ひとり親世帯等の減免

ひとり親世帯等のうち世帯の市町村民税所得割合計額が 77,101 円未満の世帯については、保育料算定対象となる子どものうち第1子が半額、第2子以降は無料となります。対象となっている方は「清瀬市保育園入園承諾通知書」の階層の欄に「*」が記載されておりますので、ご確認ください。

なお、年度の途中でひとり親世帯等に該当したこと新たに減免を受けようとする場合は、家庭状況変更届及び該当することのわかる関係書類の提出が必要となります。詳しくは、お問合せください。

保育料の減免について

利用者負担額の変更は、現年度内に限り遡及して適用します。ただし、偽りその他不正の行為により階層区分認定を受けたときは、当該年度に限らず階層区分の変更を遡及して行います。

- (例) ・年度途中で生活保護を受けることになる、または生活保護を受けなくなった場合
・死亡や離婚、婚姻等により家庭状況が変わった場合
・居住する家屋等が、災害等により著しく損害を受けた場合
・同一世帯で新たに障害者手帳等の交付を受けた場合 など

提出書類

- ① 家庭状況変更届
- ② 変更事由が確認できる添付書類（生活保護受給証明書、戸籍謄本、罹災証明など）

(参考) 保育料の算定方法(清瀬市民の場合)

(1) 毎年6月ごろに届く下記の通知書をお手元にご用意ください。

① 会社員の方（特別徴収で市都民税を納めている方）

→ 会社から渡される「給与所得等に係る市民税・都民税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」をご用意ください。

$$\text{市民税所得割額} = (A) - (B) + \text{調整控除以外の税額控除額}^{**}$$

※「調整控除以外」の控除の該当があると、この「摘要」欄に記載されている場合があります。

※「調整控除以外の税額控除額」とは、

- ・寄附金税額控除額
- ・配当所得控除額
- ・外国税額控除額
- ・住宅借入金等特別税額控除額
- ・配当控除額・株式等譲渡所得割税額控除額

市民税	税額控除前所得割額④	(A)
	税額控除額⑤	(B)
	所得割額⑥	
	均等割額⑦	

(給与所得等に係る市民税・都民税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）)

② 自営業等の方（普通徴収で市都民税を納めている方）

→ 清瀬市より送付される「市民税・都民税税額決定通知書」をご用意ください。

$$\text{市民税所得割額} = (C) - (D)$$

税額控除	税額控除前所得割額	市 民 税
	調 整 控 除	(C)
	配 当 控 除	(D)
	住宅借入金等特別税額控除	
	寄 付 金 税 額 控 除	
	外 国 税 額 控 除	
	税 額 調 整 額 控 除	

令和7年度 市民税・都民税 税額決定通知書 その2
市 民 税
税 額 決 定 通 知 書
令和7年度 市民税・都民税 税額決定通知書 その2

(市民税・都民税税額決定通知書 (課税の3枚目))

(2) 保護者ごとの市民税所得割額を合算し、次ページの「令和7年度清瀬市利用者負担額基準額表」にあてはめてください。

令和7年度清瀬市利用者負担額基準額表（0～2歳児クラス）

世帯の市町村民税所得割額 による階層区分			保育標準時 間	保育短時間
A	生活保護世帯		0	0
B	市町村民税非課税世帯		0	0
C	均等割のみ課税世帯		4,300	4,100
D1	1円以上	10,000円未満	5,000	4,800
D2	10,000円以上	13,400円未満	5,700	5,400
D3	13,400円以上	16,000円未満	6,400	6,100
D4	16,000円以上	20,400円未満	7,100	6,800
D5	20,400円以上	36,000円未満	7,800	7,400
D6	36,000円以上	48,600円未満	8,500	8,100
D7	48,600円以上	57,700円未満	10,600	10,200
D8	57,700円以上	66,000円未満	12,700	12,200
D9	66,000円以上	77,101円未満	14,900	14,400
D10	77,101円以上	97,000円未満	17,100	16,500
D11	97,000円以上	115,000円未満	20,000	19,300
D12	115,000円以上	133,000円未満	23,000	22,200
D13	133,000円以上	151,000円未満	26,000	25,100
D14	151,000円以上	169,000円未満	29,000	28,000
D15	169,000円以上	191,000円未満	31,600	30,700
D16	191,000円以上	213,000円未満	34,200	33,200
D17	213,000円以上	235,000円未満	36,800	35,800
D18	235,000円以上	257,000円未満	39,400	38,300
D19	257,000円以上	279,000円未満	42,100	40,900
D20	279,000円以上	301,000円未満	44,800	43,500
D21	301,000円以上	325,000円未満	46,500	45,200
D22	325,000円以上	349,000円未満	48,200	46,900
D23	349,000円以上	373,000円未満	49,900	48,600
D24	373,000円以上	397,000円未満	51,600	50,200
D25	397,000円以上	423,000円未満	53,600	52,200
D26	423,000円以上	449,000円未満	55,600	54,100
D27	449,000円以上		57,600	56,100

備 考

- 1 この表における年齢区分の適用に当たっては、子どものための教育・保育給付に係る保育が開始された日の属する年度の初日の前日を基準日とし、その年齢区分は当該年度中に限り変更しないものとする。
- 2 この表において**市市民税所得割額が77,101円未満の世帯において**、次に掲げる各号のいずれかに該当する世帯については、**同階層の基準額を半額として適用する。**
- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に規定する**配偶者のない者で現に児童を扶養している者の属する世帯**
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により**身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯**
- (3) 厚生労働大臣の定めるところにより**療育手帳の交付を受けている者の属する世帯**
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により**精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯**
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定により**特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯**
- (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める**国民年金の障害基礎年金等を受けている者の属する世帯**
- (7) **生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯**
- 上記（1）から（7）に該当した世帯は「家庭状況変更届」と必要書類を添えて手続きが必要です。必要書類は、保育施設等利用申込み等ですでに提出している場合、公簿等で確認できる場合は省略できる場合があります。また、**申請月の翌月から適用します。**
- 3 この表において教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する特定被保護者等（政令第14条の2第1項に規定する特定被保護者等をいう。）のうち最年長の者（以下この項において「第1子」という。）が教育・保育給付認定子どもであるときは、この表に掲げる第1子の金額、第1子を除く最年長の者（以下この項において「第2子」という。）が教育・保育給付認定子どもであるときは、この表に掲げる第2子以降の金額とする。
- 4 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割課税額」とは、同項第2号に規定する所得割の額とする。ただし、この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第5項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定を適用しないものとする。
- 5 この表において、保護者等が市民税の賦課期日現在、指定都市の区域内に住所を有するときは、これらの者を指定都市区域外に住所を有するものとみなして、利用者負担額に係る市市民税所得割額を算定するものとする。この場合において当該所得割額の算定に当たり、指定都市において算出した市市民税所得割額に8分の6を乗じた額をもとに利用者負担額を決定することができる。

15 延長保育とその費用について

●通常保育の預かり時間帯前後に保護者が保育することができないお子様を対象として、延長保育を実施しています。

公立保育園				
保 育 時 間	7：00 ～ 8：30	16：30 ～ 18：00	18：00 ～ 19：00	(月の上限額)
保 育 標 準 時 間	-	-	500 円/日	2,500 円/月
保 育 短 時 間	250 円/30 分	250 円/30 分	-	3,700 円/月
申 込 み 方 法	入園決定後、延長保育申込書を直接保育園にご提出ください。			
注 意 事 項	●保育短時間で延長保育を利用する場合、 利用可能な時間は原則 1 日最大 90 分 です。 ●令和 7 年度清瀬市利用者負担額基準額表の A 階層及び B 階層に該当する場合、申請により免除可能。			

私立保育園
●施設によって異なるため、「20 認可保育施設一覧（P.25～）」をご確認ください。

- **3～5** 歳児クラスまでのお子様につきましては、保育園等で提供する給食に係る食材料費をお支払いいただきます。
(**0～2** 歳児クラスまでのお子様につきましては、保育料に含まれていますので、別途お支払いの必要はございません)
- 納入金額・納入方法・納入期限等は園によって異なりますので、各園にお問合せください。
(「20 認可保育施設一覧 (P.25～)」をご確認ください)

(参考) 公立保育園の場合の食材料費

食材料費の免除について

主食費	副食費	計
700 円/月	4,500 円/月	5,200 円/月

下記①②のいずれかに該当する場合は食材料費が免除となります。

なお、免除の上限は主食費が 3,000 円まで、副食費が 4,800 円までとなり、それ以上は実費払いとなります。

- ① 利用者負担額基準額表における階層が **D7 階層**までの世帯 (P.19 の備考 2 に該当する場合は **D9 階層**まで)
- ② **第 3 子以降**のお子様
→ 世帯の**小学校就学前のお子様のみ**で数えて、第 3 子以降が対象となります。

※保育料の減免に同じく、申請が必要となる場合があります。

詳しくは「14 保育料の減免について (P.18)」をご参照ください。



清瀬市トップページ
⇒ 「子育て」
⇒ 「保育所・幼稚園・認定こども園」
⇒ 「保育園」
⇒ 「保育料の決定と納入方法」

こちらは掲載されているものは、清瀬市ウェブサイトでも「保育料の決定と納入方法」のページに掲載しておりますので、そちらもご確認ください。

- 原則として、**口座振替**による納入をお願いしています。保育施設によって納入期限・納入方法が異なりますのでご注意ください。

(保育料)

	認可保育所	認定こども園・地域型保育施設
納入期限	原則、 当月の末日 (土日祝日の場合は金融機関の翌営業日、12 月分は 25 日前後です)	直接、施設にお支払いとなります。 (お支払い方法等については、各施設にお問合せください)
納入方法	① 口座振替 公立園のみ、延長保育料、食材料費も振替対象となります。 最初に登録手続きが必要となります (次ページ参照)。 なお、残金不足等により振替日に振替できなかった場合、納付書を送付します。 ② 納付書 以下の場合に、<u>送付</u>します。 ● 口座振替の登録が済んでいない方 ● 残金不足等により引き落としが出来なかった方	該当園 ・認定こども園ひかり ・ピッコロルーム ・ゆりかごファーストスクール ・あいあいちびっころーム ・ちあふるガーデン ・ちゃいんど保育園 ・なかよし保育園

口座振替のための手続き方法

下記の取扱金融機関の申請用紙をご記入の上、ご希望の取扱金融機関にご提出ください。

取扱金融機関	申請用紙		提出先
・みずほ銀行 ・三井住友銀行 ・りそな銀行 ・埼玉りそな銀行 ・きらぼし銀行 ・飯能信用金庫 ・青梅信用金庫 ・西京信用金庫 ・東京みらい農業協同組合	「保育料等口座振替依頼書」 ・清瀬市指定の用紙です。 ・清瀬市子育て支援窓口で用紙があります。	下記のウェブサイトで「保育料等口座振替依頼書」の申請書と「自動払込利用申請書」の記入見本のデータを掲載しております。  清瀬市トップページ ⇒ 「子育て」 ⇒ 「保育所・幼稚園・認定こども園」 ⇒ 「保育園」 ⇒ 「保育料の決定と納入方法」	各金融機関 ※清瀬市ではありません
・ゆうちょ銀行	「自動払込利用申請書」 ・ゆうちょ銀行指定の用紙です。 ・ゆうちょ銀行に用紙があります。		

ゆうちょ銀行「自動払い込み利用申請」の記入について

●下記の1、2についてご自身で記入してゆうちょ銀行へ提出してください。

- 1 払込先 加入者名： 東京都清瀬市会計管理者
口座番号： 00120-1-963454
- 2 払込金の種類 払込金の種別の空白欄に「自払」と記入し、シ点をつけてください。
- 3 払込開始日 払込日 については何も記入しないでください。

注 意 事 項

- クラスは通年制ですので、お子様が誕生日を迎えても年度内に保育料の年齢区分が変わることはありません。
- 利用者負担額（保育料）は1か月単位ですので、月の初日に保育施設に在園している場合は、1か月分の利用者負担額（保育料）がかかるため、月の途中で退園しても日割りにはなりません。
- 長期欠席期間中でも保育料・食材料費がかかります。
- 市内の私立保育園等に在園の場合、保育料は清瀬市で、延長保育や給食などの実費は各保育園等で徴収となります。それぞれ別々のお支払先・お支払方法となるためご注意ください。
- 未申告等により保育料決定に必要な税情報が確認できない場合には、最高階層（D27）で決定する場合があります。

滞 納 さ れ た 場 合

- 正当な理由なく滞納が続いたときは、法令の規定により滞納処分を行います。
- 保育料等に滞納のある世帯については、兄弟姉妹の入園申込み時に選考指数から減点を行います。



清瀬市トップページ
⇒ 「よくある質問」
⇒ 「子育て・教育」
⇒ 「子育て（未学児）」
⇒ 「認可保育所」

質問1 申込み時点で仕事をしていないと、保育園等の申込みはできないのですか？

- 回答：
- 仕事を探すために「求職」事由での申込みが可能です。ただし、選考基準指数は15点となります。また、就労先が内定しているという方は「内定」としての申込みとなります。
 - 「求職」事由で入園決定となった場合は、3か月間の期限付きの入園となりますので、**入園後3か月以内に就労を開始してください**。新しい就労先の「就労証明書」を清瀬市に提出されれば、審査の上で、3か月経過後も引き続き在籍することが可能になります。
※ **入園した月の翌々月の10日まで（10日が土・日・祝の場合は、直前の開庁日）に「就労証明書」をご提出いただけない場合は、入園した月の翌々月末をもって退園となります。（P.7 参照）**
 - 「内定」で申込みされる場合は、「勤務予定先の就労証明書」もしくは「内定証明書」（就労日数、就労時間分かるもの）を提出してください。

質問2 出産事由での入園を希望しています。入園後に就労することを考えていますが、引き続き在籍することは可能ですか？

- 回答：
- 出産事由で入園された場合には、当初の保育期間（出産予定月とその前後2か月）終了後退園となります。ただし産休後すぐに就労する場合はこの限りではありません。（詳しくはP.8 参照）
※ 再入園を希望する場合は、改めて別の要件での入園申込みが必要になります。

質問3 育児休業の延長のために保育園等の申込みをする場合には、どのように申込みばよいですか？

- 回答：
- 保育園等の入園申込みは、入園するつもりが無いのであれば申込みはできませんので、記入した園に入園することを前提に受付いたします。なお、保育園等に入園内定が決まった後に内定を辞退された場合、**辞退した年度中は減点15点の保育調整指数で選考します**ので、ご注意ください。
※ 育児休業の延長の方法については、勤務先またはハローワークにご相談ください。

質問4 求職事由で入園し、入園月に就労を開始しました。就労時間・日数は標準時間に該当しますが、書類を提出すれば、就労を開始した月から標準時間に変更できますか？

- 回答：
- 就労を開始し、短時間から標準時間に変更したい場合には、①**家庭状況変更届**、②**就労証明書**の提出が必要になります。
 - **毎月、20日までに提出があった場合に翌月からの切り替えとなります。**そのため、入園月の20日までに①と②を提出していただくと入園月は短時間（労働が月120時間以上の場合）翌月から標準時間となります。
※ **20日以降に提出された場合、翌々月からの切り替えとなります。**

質問5 求職事由で入園しましたが、3か月以内に就労を開始することができない可能性があります。一度退園になるようですが、再度求職事由で申込みはできますか？

- 回答：
- 就労を開始できない場合、**退園になります。**再度、求職事由で申込みいただけますが、選考の結果、前回と同じ園を含め入園ができるとは限りません。**求職事由での入園申込みは年度内に4回までです。**

質問6 希望する保育園等の空き情報を確認したところ、空き状況（欠員数）が0のようでしたが、それでも申込みはできますか？

- 回答：
- **申込みできます。**
毎月、月末に各園の翌月1日時点の空き情報をウェブサイトに掲載しておりますが、それから入園選考までの期間に退園・転園などの理由で急遽空きができる場合もありますので、希望順にご記入ください。

質問7 各保育園等の倍率と入園選考時の自分の指数と順位を知りたいのですが。

- 回答
- **保育園等ごとの倍率は算出していません。**
入園選考時の指数と順位についてもお答えできません。

質問8 指数はだいたいいくつくらいあれば入園できますか？

- 回答：
- 入園選考では、申込みされた方それぞれの提出書類等をもとにあらかじめ指数化しておき、その上で指数の合計値が大きい方から順に入園先を決めていきます。そのため指数は**入園選考ごとに異なり、決まった値もありません。**

質問9 保育園等の入園申込みは先着順ですか？ 待機児童としての期間は考慮されますか？

- 回答：
- 先着順ではなく、「24 清瀬市保育園 入園選考基準」による**指数で決定します。**待機児童として登録されていた期間についても指数に反映されないため利用調整に影響しません。

質問 10 保育園等の希望順位は入園選考結果に関係しますか？	回答： ● 「24 清瀬市保育園 入園選考基準」による指数の高い順に希望の保育園等に内定します。希望順位より指数を優先するため、第1希望だけで先に選考をするわけではありませんのでご注意ください。そのため、入りたい順に第6希望まで記入すると、複数の保育園等に入れる場合において希望順位の高い園に内定します。また、希望順に第1希望だけを記入しても、優先されることはありません。
質問 11 内定通知が届きましたが、諸事情により辞退したいのですが。	回答： ● 速やかに内定園に連絡した上、子育て支援課まで保育園入園内定取下申請書の記入にお越しいただくか、ウェブサイトより電子申請をお願いいたします。 ● 利用開始日以降に提出された場合は、登園の有無にかかわらず月単位で保育料等がかかります。また、当該年度中は入園申込みをされた際に減点 15 点の指数調整が入りますので、ご注意ください。
質問 12 就労事由で入園したものの、家庭の事情により入園後まもなく会社を辞めることとなりましたが、いつまで在籍が可能ですか？	回答： ● 入園後すぐに会社を辞めた場合、入園選考時に算定した指数と乖離することが予想されます。そこで清瀬市では、入園後から3か月以内の転職・転職をできる限り行わないようお願いしているところであり、その事実が確認された場合には、現時点での指数を再算定し再選考の結果、退園となる場合があります。
質問 13 紙おむつなどの荷物を極力減らしたいのですが、利用できるサービスはありますか？	回答： ● 公立保育園全国と一部の私立保育園で紙おむつとおしりふきの定額サービス「手ぶら登園」を導入しています。さらに令和6年度より公立保育園全国で寝具・タオル・エプロンなどの洗濯送サービス「登園すくすく便」を導入いたしました。これらのサービスをご利用いただくことで保護者の方の負担も軽減されるほか、保育士もより多くのお子様と向き合う時間に割くことができます。
質問 14 土曜日に保育園を利用したいのですが。	回答： ● 土曜保育の利用に関しては各園で運用・基準を定めているため、直接保育園にお問合せください。
質問 15 現在在園している保育園等から清瀬市内の別の園へと転園を考えています。手続きはどのようにすればよいでしょうか？	回答： ● 「保育園等入園・転園申込書兼こどものための教育・保育給付申請書」を提出していただく必要があります。(P.15 参照) 入園申込みと同じように就労証明書等の書類をそろえ、毎月 10 日（土日祝の場合は直前の開庁日）までに提出していただくと、翌月からの選考の対象になります。(4月転園希望のみ、申込み時期は4月入園申込み期間と同様) ※ 有効期間は最大6か月間となります（10月以降の場合は翌年3月まで）。 ※ 有効期限が切れる時期にお知らせなどは行っておりませんので申込みの際に有効期限を控えていただくようお願いいたします。 ● 内定が出た場合には、元の園には戻るができないため、転園の希望がなくなった場合には、申請の取下をしていただきますようお願いいたします。
質問 16 現在、上の子が保育園に在園していて、下の子を8月に出産予定です。産休・育休で仕事を休むことになるのですが、その場合、上の子はすぐに退園しなければいけないのでしょうか？	回答： ● 出産予定日の前後2か月（例：8月が出産予定日の場合、6月1日～10月31日まで）の在園を認めています。その後、①育児・介護休業法に基づく育児休業を取得し、②在園の保育園等に継続して在籍する場合に、下の子が満1歳を迎える年度の年度末（3月末日）まで、上の子の在籍を認めています。（育休特例）(P.16 参照) ※ 育児・介護休業法に基づく育児休業を取得できない職種の場合でも、みなし育休特例として、在園の保育園等に継続して在籍する場合に、下の子が満1歳を迎える年度の年度末（3月末日）まで上の子の在籍を認めています。
質問 17 支給認定証が届きましたが、保育施設を利用できるということですか？	回答： ● 支給認定証は「保育の必要性（必要量）」を認定したものであるため、それだけで保育施設が利用できるわけではありません。利用調整（入園選考）を経て利用決定となった場合に、利用できるようになります。 ※ 入園が決まると、清瀬市から「入園承諾通知書」を送付します。
質問 18 現在、子どもは幼稚園に通っているのですが、夏休みや土曜日などに保育園の一時預かりを利用することは可能でしょうか？	回答： ● 可能です。 ただし、幼稚園に在園している場合には、預かり保育の無償化は幼稚園で行われる預かり保育のみ対象となるので利用に応じた実費額をお支払いいただくこととなります。

- 保育園等で一時的にお子様をお預かりする制度です。お申込みの理由はどのようなものでも構いません。

①清瀬市内認可保育施設の空き定員枠で実施する一時預かり（余裕活用型）

- 清瀬市内在住者のみがお利用の対象となります。

	公立保育園	私立保育園
実施保育園等	・第1保育園 ・第3保育園 ・第7保育園  清瀬市トップページ ⇒ 「子育て」 ⇒ 「保育所・幼稚園・認定こども園」 ⇒ 「保育園」 ⇒ 「保育園での一時預かり」	・清瀬駅前保育園 ・清瀬上宮保育園 ・中清戸保育園 ・のしお一丁目保育園 ・メリーポピンズ清瀬ルーム ・メリーポピンズ松山ルーム ・ピッコロルーム ・あいあいちびっこルーム
利用料	1,000 円/日	施設によって異なるため、それぞれの実施施設へ直接お問合せください
利用時間	8時30分～17時00分 (平日のみ)	
申込み方法	上記ウェブサイトより電子申請 (月末開庁日前日の午前10時より申込み可能)	
備考	利用の前に別途面談が必要となります。面談の際は母子手帳と生活環境調査表を記入し持参してください。	

②専用の部屋で実施する一時預かり（一般型）

- きよせ保育園、すみれ保育園、清瀬どろんこ保育園、中里どろんこ保育園、きよせ幼稚園の5園で行っております。
お申込みや料金等については、それぞれの実施施設へ直接お問合せください。

	きよせ保育園 (042-491-1301)	すみれ保育園 (042-493-0509)	清瀬どろんこ保育園 (042-494-8166)	中里どろんこ保育園 (042-497-8718)	きよせ幼稚園 (042-492-5213)
利用時間	8:30～17:00（1日） 8:30～12:30（半日）	8:30～17:00（1日） 8:30～12:30（半日） 12:30～17:00（半日）	7:00～20:00	7:00～20:00	9:00～14:00
休園日	土日祝日・年末年始 その他園で定める日	日祝日・年末年始 その他園で定める日	日祝日・年末年始 その他園で定める日	日祝日・年末年始 その他園で定める日	土日祝日・年末年始 その他園で定める日

清瀬市立保育園

園の特徴・保育方針



開 所 時 間 7:00~19:00

休 園 日 日曜、祝祭日、年末年始

各種料金

入園時徴収金 なし

給 食 費 5200円

延長保育料

【標準時間】

・18:00~19:00 500円/日（月上限2,500円）

【短時間】

・7:00~8:30 250円/30分（月上限3,700円）

・16:30~18:00 250円/30分（月上限3,700円）

・最大90分まで利用可

その他

土曜保育の利用には申請が必要です。

清瀬市立保育園では保護者・保育者の方と保育士の負担を軽減するため2つのサービスを導入しています。ご利用は保護者と事業者の契約が必要です。

【基本理念】

子どもひとりひとりを大切に、全ての人があたたかい心で手をつなぐ保育園

【保育方針】

●丈夫な身体と豊かな心を育てる

●家庭や地域との信頼を築き子育ての輪を広げる

【保育目標】

●緑豊かな自然の中でのびのびと育つ

●基本的な生活リズムを身につけ丈夫な身体と、豊かな心が育つ

●考える力、生きる力を養い友だちと仲良く遊べる

【保育目標】

●保護者、地域の方々と繋がり合う子育て

保護者・保育者の方の負担軽減サービス

手ぶら登園

おむつ・おしりふきが直接保育施設に届く、サブスク型のおむつお届け定額サービスです。

事業内容→



登園すくすく便



保護者の方にご用意いただいている毎日の持ち物をクリーニング付きで園備品としてご提供させていただくサービスです。

事業内容→



手ぶら登園

登園すくすく便

第1保育園



所 在 地

松山3-1-73

電 話 ・ FAX

042-491-0152 / 042-491-0207

受 入 月 齢

生後56日経過後

駐 車 場

なし

アレルギー対応

医師の指示による生活管理指導表をもとに対応

清瀬市立第1保育園の保育

- ・緑豊かな広い園庭で、季節が感じられる草花や虫たちと触れ合いながら遊べる環境です。近くに公園が多くあり、広い林に隣接しています。
- ・幼児クラスを中心に異年齢の交流をしています。
- ・園庭で野菜を育てたり、近所の農家さんに協力をいただきながら種まきをしたり旬の野菜を収穫しています。
- ・伝統行事を大事にしながら伝承しています。

手ぶら登園

登園すくすく便

第3保育園



所 在 地

旭が丘3-755-1

電 話 ・ FAX

042-492-5600 / 042-492-5624

受 入 月 齢

生後56日経過後

駐 車 場

あり

アレルギー対応

医師の指示による生活管理指導表をもとに対応

清瀬市立第3保育園の保育

- ・日当たりのよい広い園庭で季節を感じながら、草花、虫たちと触れ合いながら異年齢交流もしています。
- ・近くにはたくさんの散歩コースがあり、園外活動を楽しんでいます。
- ・園庭では夏やさいを育てたり、秋に収穫できるように、さつまいもを育てています。

手ぶら登園

登園すくすく便

第7保育園



所 在 地

竹丘1-15-11

電 話 ・ FAX

042-492-4616 / 042-492-4182

受 入 月 齢

1歳児から

駐 車 場

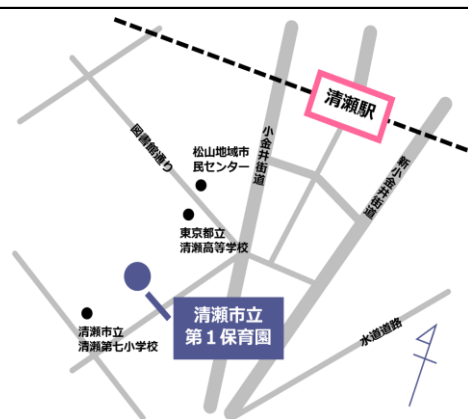
なし

アレルギー対応

医師の指示による生活管理指導表をもとに対応

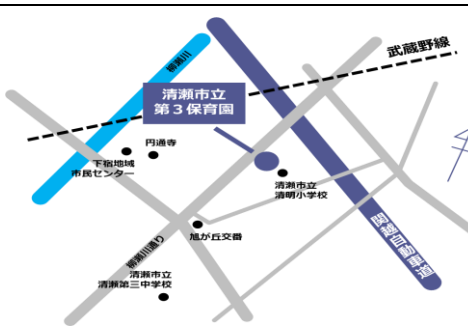
清瀬市立第7保育園の保育

- ・保育園は、都営住宅の中にあり周辺には学校や福祉施設が多く、子ども達の声が元気に聞こえる地域です。
- ・園庭には大きな桜の木をはじめ、いろいろな樹木が植えられ季節の移り変わりを感じながら生活をしています。
- ・近隣の大学や、農家さん、高齢者福祉施設との地域交流を幼児を中心にしています。
- ・規模が小さいので家庭的な雰囲気の中で子ども達の育ちを見守っています。
- ・行事は幼児クラス中心に行いますが、乳児クラスも「参加したいところを楽しみ」ことをみつけて園全体で楽しめる工夫を行っています。



アクセス

- ・清瀬駅南口より徒歩15分
- ・西武バス(清11) 滝山団地行 →「保育園入り口」下車 (武13) 武蔵小金井駅行 →「保育園入り口」下車

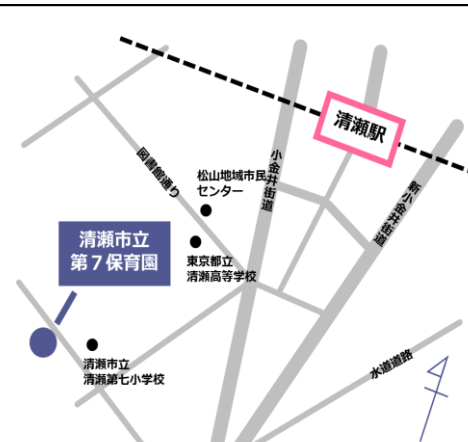


アクセス

- ・清瀬駅北口より徒歩46分
- ・西武バス(清62) 志木駅南口行 →「団地センター」下車 (清63) 旭が丘団地行 →「団地センター」下車 (清63-1) 新座営業所行 →「団地センター」下車

お知らせ

令和7年4月より給食調理が民間に委託されます。



アクセス

- ・清瀬駅南口より徒歩15分
- ・西武バス(清11) 滝山団地行 →「シルバー人材センター入口」下車 (武13) 武蔵小金井駅行 →「シルバー人材センター入口」下車



清瀬市トップページ
⇒「子育て」
⇒「保育所・幼稚園・認定こども園」
⇒「保育園」
⇒「公立（全国）・私立（一部）保育園で「手ぶら登園」が利用可能です」

社会福祉法人千曲会

清瀬駅前保育園

所在地	元町1-9-15
電話・FAX	042-492-7400 / 042-497-3750
開所時間	7:00~19:00
休園日	日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	生後56日経過後
駐車場	あり
アレルギー対応	医師の指示による生活管理指導表をもとに対応

各種料金

入園時徴収金 なし

給食費 5,200円

延長保育料

【標準時間】

- ・18:00~19:00 500円/日（月上限5,000円）

【短時間】

- ・7:00~8:30 250円/30分
- ・16:30~18:00 250円/30分
- ・18:00~19:00 500円/日（月上限5,000円）

その他

土曜保育の利用には申請が必要です。

アクセス

- ・清瀬駅北口より徒歩1分

園の特徴・保育方針

「園目標」
丈夫な身体と豊かな人間性を育てる

「保育目標」
☆心身ともに健康で過ごす
☆身体を動かして元気に遊ぶ
☆年齢に合った生活習慣を身につける
☆優しさや思いやりを持つ
☆共感力と自己肯定感を高める

「園の特色」
☆駅から徒歩1分という通勤に便利な立地！
☆園庭全面に衝撃を吸収してくれる人工芝、転んでも大きな怪我につながる心配なく安心！
☆安田式遊具、運動遊びを通し、遊びながら安全能力・運動能力向上を身に付けています。
0歳ベビーマッサージ、赤ちゃん体操、1～5歳児クラスはマット、平均台、鉄棒等でサーキットで楽しく運動遊びを積極的に行います。
☆外部講師による わらべうた絵本の読み聞かせ（月1回）
☆園外保育（いも掘り、とうもろこし狩り、ぶどう狩り、遠足 など）

社会福祉法人上宮会

清瀬上宮保育園

所在地	竹丘3-8-1
電話・FAX	042-492-4015 / 042-497-2451
開所時間	7:00~19:00
休園日	日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	生後56日経過後
駐車場	あり
アレルギー対応	代替食 除去食（医師の指示書が必要です。）

各種料金

入園時徴収金 なし

給食費 5,200円

延長保育料

【標準時間】

- ・18:00~19:00 500円/日（月上限5,000円）

【短時間】

- ・8時間以上8時間30分未満の利用 250円/日
- ・8時間30分以上の利用 500円/日

その他

なし

アクセス

- ・清瀬駅南口より徒歩20分
- ・西武バス（久11）
久米川駅北口行 → 「上宮」下車（所46）
所沢駅東口行 → 「上宮」下車

園の特徴・保育方針

「清瀬上宮保育園の保育」
【保育理念】
「健康で仲間と活発にあそび合える子ども」という理念のもと、子ども一人ひとりを大切に、安心した信頼関係の中で生き生きと、自分らしく成長していけるよう、養護と教育を 一体とした保育を行います。

「園の基本的保育方針」
☆一人ひとりの子どもを大切に受け入れ、子どもが自主性を持って生き生きと過ごせる環境を作ります。
☆健やかな成長を願い、一人ひとりの発達過程をふまえた保育を行います。
☆四季折々の自然に親しみ、五感を刺激し、戸外で遊ぶ気持ち良さや楽しさを伝えます。
☆集団生活を通して、社会性や協調性を培い、人を思いやり大切に思う心を育てます。
☆近隣施設や学校、地域の方々と触れ合い、連携を通じて情緒豊かな子どもを育てます。
☆保護者や地域の親子を支援し、「子育て」の拠点としての役割を充実させます。
☆和食中心の給食や畑の取り組み・調理保育を通じて食育を行います。
☆バランスの良い身体発達を目指し、体育指導員を招いて「体育遊び」を行っています。
☆室内ではじっくりと遊べるよう「コーナー遊び」を工夫し、落ち着いた環境を整えています。
☆布おむつ、拭き用タオル、食事用スタイ、お手拭きは園で用意いたしますので、ご持参不要です。





社会福祉法人清朗会

すみれ保育園



所在地

電話・FAX

開所時間

休園日

受入月齢

駐車場

アレルギー対応

中里3-1731-8

042-493-0509 / 042-493-5661

7:00~19:00

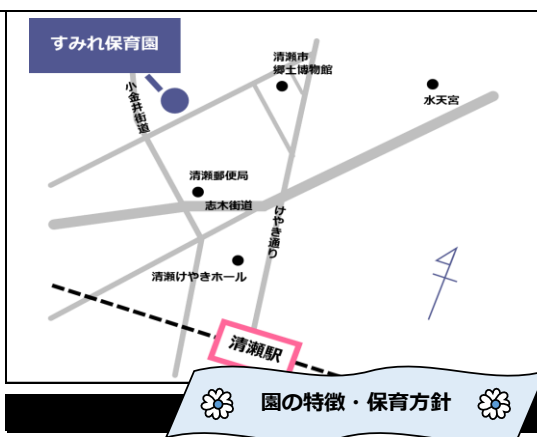
日曜、祝祭日、年末年始

生後56日経過後

あり

代替食・除去食で対応（医師の診断書必要）





- ## アクセス
- ・清瀬駅北口
より徒歩15分
 - ・西武バス
(清66)
所沢駅東口行き
→「第四都営住宅」
下車

園の特徴・保育方針

＜＜保育目標＞＞

- ☆元気な子ども
「精神的にも身体的にも生き生きした子ども」
- ☆友だちとたくさん遊べる子ども
「遊びや言葉等が豊かで、友だちに思いやりがあり、社会性のある子ども」

《基本的保育方針》

- ☆利用者・地域住民の保育ニーズに積極的に対応できる保育園
- ☆子育て家庭が、安心して子どもを預けられる保育園
- ☆保育制度・基準を基本に、保育条件の整備及び保育環境の充実
- ☆保育内容（養護と教育）を充実させ生活と遊びを基本に子どもの主体を重んじ、自立思いやり、責任感と他児との関係を育てる保育
- ☆保育園を取り巻く環境を生かし、太陽と自然に触れ、情緒と表現力豊かな人間を育てる保育
- ☆友達との関わり＝人間関係、社会との関わりを大切にする保育
- ☆子どもを思いやり動かし、健康で明るく生きる力をもちた子どもを育てる保育
- ☆事故と怪我を防ぐ保育園の安全管理と、子ども達の命と安全を大切にする保育
- ☆子ども達の健康と生命をまもる保健、衛生管理を大切にする保健活動
- ☆日本人の食文化を大切にする食事と、子どもの健康、安全、アレルギー食にも配慮した給食を通じての食育

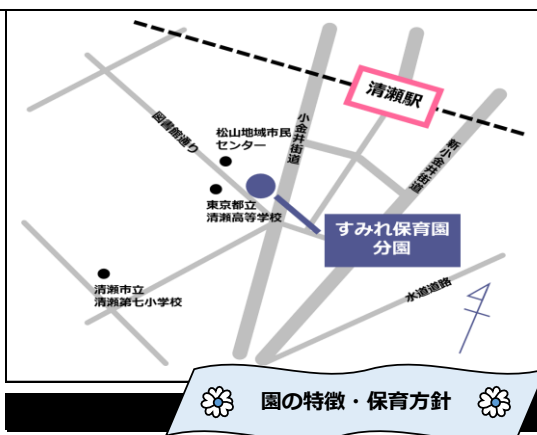


社会福祉法人清朗会

すみれ保育園分園



所在地	松山2-2-15 清瀬シティハイム
電話・FAX	042-495-4145 / 042-495-4145
開所時間	7:00~19:00
休園日	日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	生後56日経過後
駐車場	なし
アレルギー対応	代替食・除去食で対応（医師の診断書必要）



- ## アクセス
- ・ 清瀬駅南口より
徒歩10分
 - ・ 西武バス
(清11)
滝山団地行き
(武13)
武蔵小金井駅行き
→「保育園入口」
下車

園の特徴・保育方針

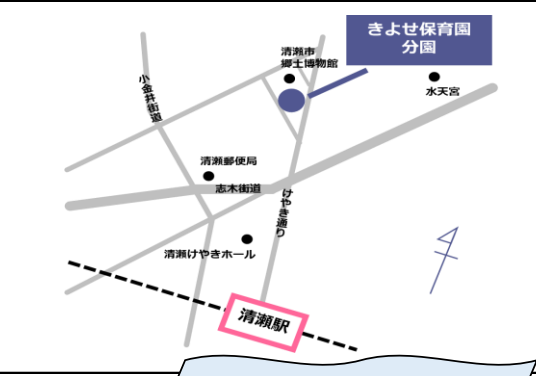
《保育目標》

- ☆元気な子ども
「精神的にも身体的にも生き生きした子ども」
- ☆友だちとたくさん遊べる子ども
「遊びや言葉等が豊かで、友だちに思いやりがあり、社会性のある子ども」

《基本的保育方針》

- ☆利用者・地域住民の保育ニーズに積極的に対応できる保育園
- ☆子育て家庭が、安心して子どもを預けられる保育園
- ☆保育制度・基準を基本に、保育条件の整備及び保育環境の充実
- ☆保育内容（養護と教育）を充実させ生活と遊びを基本に子どもの主体を重んじ、自立思いやり、責任感と他児との関係を育てる保育
- ☆保育園を取り巻く環境を生かし、太陽と自然に触れ、情緒と表現力豊かな人間を育てる保育
- ☆友達との関わり＝人間関係、社会との関わりを大切にする保育
- ☆友を思いっきり動かし、健康で明るく生き力をもちた子どもを育てる保育
- ☆事故と怪我を防ぐ保育園の安全管理と、子ども達の命と安全を大切にする保育
- ☆子ども達の健康と生命をまもる保健、衛生管理を大切にする保健活動
- ☆日本人の食文化を大切にする食事と、子どもの健康、安全、アレルギー食にも配慮した給食を通じての食育

	社会福祉法人清澄 きよせ保育園			アクセス ・清瀬駅北口より徒歩10分 ・西武バス(清62) 志木駅南口行き(清63) 旭が丘団地行き(清63-1) 新座営業所行き →「郷土博物館入口」下車
	所在地 上清戸2-5-40 電話・FAX 042-491-1301 / 042-491-1341 開所時間 7:00~19:00 休園日 日曜、祝祭日、年末年始 受入月齢 生後56日経過後 駐車場 あり アレルギー対応 除去・代替食			
 各種料金 				
入園時徴収金 なし 給食費 6,000円 延長保育料	【標準時間】 ・18:01~19:00 (0~1歳児) 150円/15分 ・18:01~19:00 (2歳児以上) 100円/15分 【短時間】 ・7:00~18:00の中で8時間以上の利用 250円/15分 ・18:01~19:00 (0~1歳児) 150円/15分 ・18:01~19:00 (2歳児以上) 100円/15分			
 その他 				
カラー帽子・教材代				
《保育方針》 ☆丈夫な体 ☆豊かな心 ☆仲良く遊ぶ 《保育目標》 ☆散歩・戸外遊びを通じ、健康で丈夫な体を作ります。 ☆自然と触れ合いながら土のあたたかさ、大切さを知り、こころ豊かな子を育てます。 ☆幼稚園や地域の人たちと交流し、仲良く遊ぶ子を育てます。				
《思いやりのある子》 ☆「お手伝いのできる子」 ☆「人を励ますことができる子」 ☆「ありがとうが言える子」				

	社会福祉法人清澄 きよせ保育園分園			アクセス ・清瀬駅北口より徒歩10分 ・西武バス(清62) 志木駅南口行き(清63) 旭が丘団地行き(清63-1) 新座営業所行き →「郷土博物館入口」下車
	所在地 上清戸2-6-6 電話・FAX 042-497-3047 / 042-497-3048 開所時間 7:00~19:00 休園日 日曜、祝祭日、年末年始 受入月齢 生後56日経過後 駐車場 あり アレルギー対応 除去・代替食			
 各種料金 				
入園時徴収金 なし 給食費 なし 延長保育料	【標準時間】 ・18:01~19:00 (0~1歳児) 150円/15分 ・18:01~19:00 (2歳児以上) 100円/15分 【短時間】 ・7:00~18:00の中で8時間以上の利用 250円/15分 ・18:01~19:00 (0~1歳児) 150円/15分 ・18:01~19:00 (2歳児以上) 100円/15分			
 その他 				
カラー帽子代				
《保育方針》 ☆丈夫な体 ☆豊かな心 ☆仲良く遊ぶ 《保育目標》 ☆散歩・戸外遊びを通じ、健康で丈夫な体を作ります。 ☆自然と触れ合いながら土のあたたかさ、大切さを知り、こころ豊かな子を育てます。 ☆幼稚園や地域の人たちと交流し、仲良く遊ぶ子を育てます。				
《思いやりのある子》 ☆「お手伝いのできる子」 ☆「人を励ますことができる子」 ☆「ありがとうが言える子」				



社会福祉法人清朗会



せせらぎ保育園

所 在 地
電 話 ・ FAX
開 所 時 間
休 園 日
受 入 月 齢
駐 車 場
アレルギー対応

中里1-1704

042-497-9777 / 042-497-9773

7：00～19：00

日曜、祝祭日、年末年始

生後56日経過後（※3、4、5歳、幼児異年齢クラス保育）

あり

医師の指示のもと栄養士・看護師と保護者面談を行い毎月の献立確認、除去食にて対応 除去食食用器による配膳、個人別トレイ、名札使用、クラス毎のチェック表使用など

せせらぎ保育園

柳瀬川通り

清瀬市役所

志木街道

清瀬市郷土博物館

水天宮

清瀬郵便局

清瀬けやきホール

清瀬駅

4

	各種料金
入園時徴収金	なし
給食費	5,200円
延長保育料	【標準時間】 ・ 18：00～19：00 500円/日（月上限5,000円） 【短時間】 ・ 7：00～18：00の中で8時間以上の利用 250円/30分 ・ 18：00～19：00 500円/日
	その他
なし	


園の特徴・保育方針


《基本的保育方針》

【乳児保育】

- ① 「いつもの人と、いつもの場所で、いつもと同じように」
生活軸の安定（養護の担当制）
- ② 「食べたい時に食べ、寝たいとき寝て、遊びたい時に遊ぶ」
時間軸の安定（個別の時間軸での保育）
- ③ 「大人にとっての良し悪しでなく、子どものしたい、やりたい、なんだろうを叶える」
意欲の芽生えの育み（受容・共感・応答を重視）を重視し、非認知能力の基礎を育む

【幼児保育】異年齢保育により

- ① 「子どもは子どもたちのルールを作りながら学ぶ」
子ども社会の形成を重視した保育（模倣による最近接領域の機会の増加）
- ② 「出来た出来ないでなく、何故それをしていいのか、自分で考え行動する」
結果ではなくプロセスを重視した保育（主体的な意欲を重視した子ども中心の保育）
- ③ 「大人にとっての良し悪しでなく、子どものしたい、やりたい、なんだろうを叶える」
子どもの意欲を重視した保育（大人の願いより子どもの思いを重視した保育）

社会福祉法人どろんこ会

清瀬どろんこ保育園



所在地

電話・FAX

開所時間

休園日

受入月齢

駐車場

アレルギー対応

松山3-1-24

042-494-8166 / 042-494-8177

7:00~20:00

日曜、祝祭日、年末年始

生後56日経過後

あり

有。

医師の指示書に基づき、原則は除去食対応をしています。
(保護者との面談を実施します)

アクセス

- ・清瀬駅南口より徒歩10分
- ・西武バス(清02)
- 下里団地行き(清02-1)
- 下里団地行き(清03)
- 花小金井駅行き(清03-1)
- 花小金井駅行き → 「梅園」下車(久11・11-1)
- 久米川駅北口行き

	各種料金
入園時徴収金	帽子1,100円、名札(2個) 300円、製作バッグ200円 ふとパス16色・3歳以上児 726円
給食費	7,700円(3~5歳児) ※ 19:30以降も利用する場合は別途夕食代発生 520円/1食、9,240円/月
延長保育料	【標準時間】 ・18:01~19:30 500円/30分 ・19:31~20:00 1,000円/30分 ※標準時間認定の場合30分ごとの月額料金あり (月額) 18:01~19:30 5,000円/30分 (月額) 19:31~20:00 10,000円/30分 【短時間】 ・7:00~8:30 500円/30分 ・16:31~19:30 500円/30分 ・19:31~20:00 1,000円/30分
	その他


園の特徴・保育方針


＜子育て理念＞

「にんげん力。育てます。」「にんげん力」を身につけるために必要な遊び・野外体験を提案実践し、自分で考え、行動する思考を育みます。

＜子育て目標＞

①センス・オブ・ワンダー

畑仕事などを行い、自然の中での体験を通して子どもが“したいと思う行動”を保障できるように見守り支援していきます。

②人対人コミュニケーション

「すれ違ったすべての人」と挨拶を交わり、商店街ツアー、青空保育など地域交流行事を実施します。

“感じたこと・考えたこと”を言葉で、ジェスチャーで、表情で、描いて、造って、表現できる子どもを育成します。

＜私たちが育てる6つの力＞

①ケガをしない強い体を育てる

②自分でできることを自分でする

③全ての人の関わりから判断・行動を身につける

④活動を選択し、自分で考えて行動する

⑤生死を知る、食の循環を知る

⑥感じたこと・考えたことを表現する

⑦食生活や暮らしの文化を継承し、食の循環を学ぶ

⑧自然の恵みを受け、自然の循環を学ぶ

⑨自然の恵みを受け、自然の循環を学ぶ

⑩自然の恵みを受け、自然の循環を学ぶ

裸足保育やさくらさくららんどリズム体操、緑側給食や異年齢保育、どろんこ遊びや生死教育など、日々の生活や遊びの中から“6つの力”を育み、「にんげん力」が身につくことを目指します。

＜子育て理念＞

「にんげん力。育てます。」「にんげん力」を身につけるために必要な遊び・野外体験を提案実践し、自分で考え、行動する思考を育みます。

＜子育て目標＞

①センス・オブ・ワンダー

畑仕事などを行い、自然の中での体験を通して子どもが“したいと思う行動”を保障できるように見守り支援していきます。

②人対人コミュニケーション

「すれ違ったすべての人」と挨拶を交わり、商店街ツアー、青空保育など地域交流行事を実施します。

“感じたこと・考えたこと”を言葉で、ジェスチャーで、表情で、描いて、造って、表現できる子どもを育成します。

＜私たちが育てる6つの力＞

①ケガをしない強い体を育てる

②自分でできることを自分でする

③全ての人の関わりから判断・行動を身につける

④活動を選択し、自分で考えて行動する

⑤生死を知る、食の循環を知る

⑥感じたこと・考えたことを表現する

⑦食生活や暮らしの文化を継承し、食の循環を学ぶ

⑧自然の恵みを受け、自然の循環を学ぶ

⑨自然の恵みを受け、自然の循環を学ぶ

⑩自然の恵みを受け、自然の循環を学ぶ

裸足保育やさくらさくららんどリズム体操、緑側給食や異年齢保育、どろんこ遊びや生死教育など、日々の生活や遊びの中から“6つの力”を育み、「にんげん力」が身につくことを目指します。

社会福祉法人のゆり会

のしお一丁目保育園

野塩1-322-1
042-492-1411 / 042-492-1412
7:00~19:00
日曜、祝祭日、年末年始
生後56日経過後
障害者用スペースあり
医師の指示により代替食、除去食

アクセス

- ・秋津駅北口より徒歩5分
- ・きよバス → 「野塩市民センター南」下車

各種料金

入園時徴収金 なし
給食費 5,200円（ゆうちょ銀行口座より引落し）
延長保育料

【標準時間】

- ・18:00~19:00（0~1歳児）50~300円/15分
- ・18:00~19:00（2歳児以上）50~200円/15分

【短時間】

- ・7:00~8:30 250円/30分
- ・16:30~19:00 250円/30分+下記の金額
- ・18:00~19:00（0~1歳児）50~300円/15分
- ・18:00~19:00（2歳児以上）50~200円/15分

園の特徴・保育方針

「のしお一丁目保育園の保育」

子どもたち一人ひとりが生きる力を身につけていけるよう、幼いうちから、「人」と「自然」に向き合うことを大切にしています。

大人に助けられながら遊ぶ中で、体験を通して「五感」や「感情」をはたらかせ、生きる喜びを感じることができるようところがけながら日々の保育に取り組んでいます。

「育てたい力」

- ☆気持ちも体も元気に過ごせる力
- ☆人とつながり、人と一緒に楽しめる力
- ☆見て、聞いて、真似て、覚えて、身につけていく力
- ☆自分を知り、自分を出せる力
- ☆自然と遊んで、自然から学ぶ力

社会福祉法人どろんご会

メリー★ポピンズ清瀬ルーム

松山1-40-2
042-497-1692 / 042-497-1839
7:00~20:00
日曜、祝祭日、年末年始
生後56日経過後
あり
有。
医師の指示書に基づき、原則は除去食対応をしています。
（保護者との面談を実施します）

アクセス

- ・清瀬駅南口より徒歩10分
- ・西武バス（清11）
滝山団地行 → 「保育園入口」下車
（武13）
武蔵小金井駅行 → 「保育園入口」下車

各種料金

入園時徴収金 帽子1,100円、名札（2個）300円、製作バッグ200円
給食費 保育料に含まれます。
延長保育料

【標準時間】

- ・18:01~19:30 500円/30分
- ・19:31~20:00 1,000円/30分

※標準時間認定の場合30分ごとの月額料金あり

（月額）18:01~19:30 5,000円/30分
（月額）19:31~20:00 10,000円/30分

【短時間】

- ・7:00~8:30 500円/30分
- ・16:31~19:30 500円/30分
- ・19:31~20:00 1,000円/30分

園の特徴・保育方針

＜子育て理念＞

「にんげん力。育てます。」「にんげん力」を身につけるために必要な遊び・野外体験を提案実践し、自分で考え、行動する思考を育みます。

＜子育て目標＞

①センス・オブ・ワンダー
畑仕事などを行い、自然の中での体験を通して子どもが“したいと思う行動”を保障できるように見守り支援していきます。

②人対人コミュニケーション
「すれ違ったすべての人」と挨拶を交わし、商店街ツアー、青空保育など地域交流行事を実施します。
“感じたこと・考えたこと”を言葉で、ジェスチャーで、表情で、描いて、造って、表現できる子どもを育成します。

＜私たちが育てる6つの力＞

①ケガをしない強い体を育てる
②自分でできることを自分でする
③全ての人の関わりから判断・行動を身につける

④活動を選択し、自分で考えて行動する
⑤生死を知る、食の循環を知る
⑥感じたこと・考えたことを表現する

裸足保育やさくらんぼリズム体操、緑創給食や異年齢保育、どろんご遊びや生死教育など、日々の生活や遊びの中から“6つの力”を育み、「にんげん力」が身につくことを目指します。

社会福祉法人どうろんこ会 中里どうろんこ保育園		アクセス ・ 清瀬駅北口より バス15分 ・ 西武バス (清64-2) 台田団地行 →「下戸」下車 (清64) 台田団地行 →「下戸」下車 (清63) 旭が丘団地行 →「下戸」下車	
所在地	中里6-23-1	園の特徴・保育方針 <子育て理念> 「にんげん力。育てます。」「にんげん力」を身につけるために必要な遊び・野外体験を提案実践し、自分で考え、行動する思考を育みます。 <子育て目標> ①センス・オブ・ワンダー 畑仕事などを行い、自然の中での体験を通して子どもが“したいと思う行動”を保障できるように見守り支援していきます。 ②人対人コミュニケーション 「すれ違ったすべての人」と挨拶を交わし、商店街ツアー、青空保育など地域交流行事を実施します。 “感じたこと・考えたこと”を言葉で、ジェスチャーで、表情で、描いて、造って、表現できる子どもを育成します。 <私たちが育てる6つの力> ①ケガをしない強い体を育てる ②自分でできることを自分でする ③全ての人の関わりから判断・行動を身につける ④活動を選択し、自分で考えて行動する ⑤生死を知る、食の循環を知る ⑥感じたこと・考えたことを表現する 裸足保育やさくらさくらぼりズム体操、緑側給食や異年齢保育、どうろんこ遊びや生死教育など、日々の生活や遊びの中から“6つの力”を育み、「にんげん力」が身につくことを目指します。	
電話・FAX	042-497-8718 / 042-497-8719		
開所時間	7:00~20:00		
休園日	日曜、祝祭日、年末年始		
受入月齢	生後56日経過後		
駐車場	あり		
アレルギー対応	有。医師の指示書に基づき、原則は除去食対応をしています。 (保護者との面談を実施します)		
各種料金 入園時徴収金 帽子1,100円、名札(2個) 300円、製作バッグ200円 ふとバス16色・3歳以上児 726円 給食費 7,700円(3~5歳児) ※ 19:30以降も利用する場合は別途夕食代発生 520円/1食、9,240円/月 延長保育料 【標準時間】 ・ 18:01~19:30 500円/30分 ・ 19:31~20:00 1,000円/30分 ※標準時間認定の場合30分ごとの月額料金あり (月額) 18:01~19:30 5,000円/30分 (月額) 19:31~20:00 10,000円/30分 【短時間】 ・ 7:00~8:30 500円/30分 ・ 16:31~19:30 500円/30分 ・ 19:31~20:00 1,000円/30分		その他 3歳児以上の入浴者のみ銭湯代 200円/月 (年度初めに一括払い。欠席分は年度末に返金)	

社会福祉法人どうろんこ会 メリー★ポピンズ松山ルーム		アクセス ・ 清瀬駅南口より 徒歩10分 ・ 西武バス (清11) 滝山団地行 →「保育園入口」 下車 (武13) 武蔵小金井駅行 →「保育園入口」 下車	
所在地	松山1-40-24	園の特徴・保育方針 <子育て理念> 「にんげん力。育てます。」「にんげん力」を身につけるために必要な遊び・野外体験を提案実践し、自分で考え、行動する思考を育みます。 <子育て目標> ①センス・オブ・ワンダー 畑仕事などを行い、自然の中での体験を通して子どもが“したいと思う行動”を保障できるように見守り支援していきます。 ②人対人コミュニケーション 「すれ違ったすべての人」と挨拶を交わし、商店街ツアー、青空保育など地域交流行事を実施します。 “感じたこと・考えたこと”を言葉で、ジェスチャーで、表情で、描いて、造って、表現できる子どもを育成します。 <私たちが育てる6つの力> ①ケガをしない強い体を育てる ②自分でできることを自分でする ③全ての人の関わりから判断・行動を身につける ④活動を選択し、自分で考えて行動する ⑤生死を知る、食の循環を知る ⑥感じたこと・考えたことを表現する 裸足保育やさくらさくらぼりズム体操、緑側給食や異年齢保育、どうろんこ遊びや生死教育など、日々の生活や遊びの中から“6つの力”を育み、「にんげん力」が身につくことを目指します。	
電話・FAX	042-497-2181 / 042-497-2182		
開所時間	7:00~20:00		
休園日	日曜、祝祭日、年末年始		
受入月齢	生後56日経過後		
駐車場	あり		
アレルギー対応	有。医師の指示書に基づき、原則は除去食対応をしています。 (保護者との面談を実施します)		
各種料金 入園時徴収金 帽子1,100円、名札(2個) 300円、製作バッグ200円 給食費 保育料に含まれます。 延長保育料 【標準時間】 ・ 18:01~19:30 500円/30分 ・ 19:31~20:00 1,000円/30分 ※標準時間認定の場合30分ごとの月額料金あり (月額) 18:01~19:30 5,000円/30分 (月額) 19:31~20:00 10,000円/30分 【短時間】 ・ 7:00~8:30 500円/30分 ・ 16:31~19:30 500円/30分 ・ 19:31~20:00 1,000円/30分		その他 なし	

学校法人東京清光学園

認定こども園ひかり

所在地
電話・FAX
開所時間
休園日
受入月齢
駐車場
アレルギー対応

旭が丘2-5-3

042-491-2218 / 042-494-0103

7:30~18:30

土曜、日曜、祝祭日、年末年始

3歳児クラスから

あり

除去食のみ対応（要事前相談）

アクセス

清瀬駅北口より
西武バス
(清62) 志木駅南口行
(清63) 旭が丘団地行
(清63-1)
新座営業所
→「団地センター」
下車

新座駅南口より
西武バス
(清62) 清瀬駅北口行
→「団地センター」
下車

各種料金

入園時徴収金 入園面接料 5,000円

給食費 1食につき360円

延長保育料 【標準時間】

設定なし

【短時間】

・7:30~9:00 150円/30分

・17:00~18:30 150円/30分

その他

教育充実費 月1,000円、施設維持費 月2,500円

※制服、通園バス、遠足代、実費がかかります。

園の特徴・保育方針

「教育（保育）目標」

「ひかりのように明るく、元気で、正しい子ども」

子どもは神さまと人に愛されてこそ光り輝くことができます。

子どもの行動、言葉、表情から発信されているものを読み取り成長に繋げること、それが当園の教育です。

幼児期の愛着（Attachment）を重視したキリスト教保育を展開しています。

リサイクル用品の無料提供や子ども食堂の運営等子育て支援に力を入れています。

ナガセグループの園でもあり、満3歳児からセサミストリートイングリッシュを取り入れ、グローバルな視野を育てています。また年長児からプログラミング教育コードモンキージュニアを行っています。

認定こども園ひかりの一日

07:30~ 朝の預かり保育 3歳~5歳児が教室と一緒に過ごします。

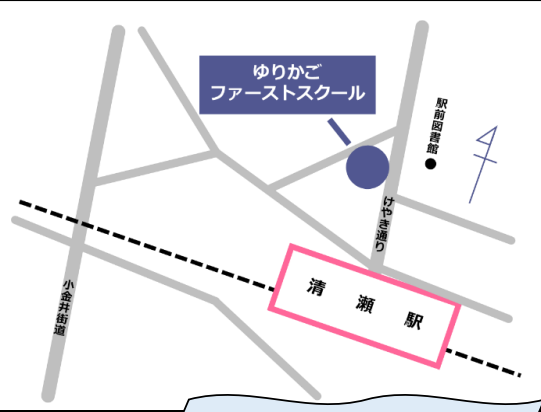
09:00~ 登園時間（園バス運行8:00~9:50）、朝の自由遊び

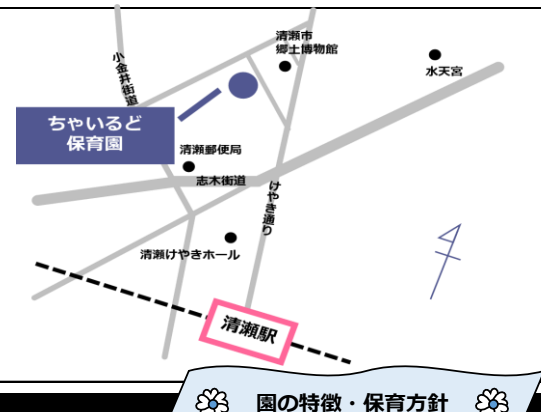
10:00~ 朝の集まり、教育活動（各学年、クラス毎）、礼拝（月）、英語（火、水）、
体操（金）自然観察教室（年長：月1回） プール活動（6月~9月）、
クラス活動 製作、絵本読み、音楽、文字ワーク、絵画等

12:00~ お昼ご飯（外部給食業者委託）、自由遊び

14:00~ 降園時間、（園バス運行14:00~15:30）預かり保育（おやつ：15:00順次降園）紙芝居、
絵本よみ、制作、絵画自由遊び、3歳~5歳児が教室と一緒に過ごします。

~18:30 *預かり保育に関する園バス送迎有（8:00~/ 17:00~）

学校法人内野学園 ゆりかごファーストスクール 元町1-8-35 アマルフィー2F 042-496-0330 / 042-496-0108 8:00~17:00 土曜、日曜、祝祭日、年末年始 1歳児クラスから なし 給食は除去食のみの対応となります。 詳細は当園管理栄養士にお問い合わせください。			アクセス ・清瀬駅北口より 徒歩1分
所在地 電話・FAX 開所時間 休園日 受入月齢 駐車場 アレルギー対応			
各種料金 入園時徴収金 なし 給食費 保育料に含まれます。 延長保育料 【標準時間】 設定なし 【短時間】 ・8:00~8:30 500円/日 ・16:30~17:00 500円/日		園の特徴・保育方針 《ご挨拶》 平成16年、清瀬ゆりかご幼稚園の1・2歳児幼児教室として清瀬駅前に開校した「ゆりかごファーストスクール」が、平成29年小規模保育所になりました。 1・2歳児から、段階的に余裕を持って「ゆりかご」の幼児教育を積み重ねることで、長い人生を支える大切な根をしっかりと張っていただくことを目標とし、ゆりかご幼稚園の教諭としてキャリアを積んだ保育士たちが、ゆりかご幼稚園と連携しながら幼児教育・保育をしてまいります。 《保育目標》 ・基本的な生活習慣態度をしっかりと身につける。 ・ことにあたり意欲的に行動できるこどもを育成する。 ・集団の中で自他を尊重し、大勢の人となかよく楽しく生活できる社会性を育てる。	
その他 なし			

学校法人清瀬学園 ちやいんど保育園 上清戸2-5-36 042-496-7788 / 042-496-7789 8:00~17:00 土曜、日曜、祝祭日、年末年始 1歳児クラスから あり (卵・乳) 対応可			アクセス ・清瀬駅北口より 徒歩13分 ※駐車場はきよせ幼稚園の駐車場にお停めください。
所在地 電話・FAX 開所時間 休園日 受入月齢 駐車場 アレルギー対応			
各種料金 入園時徴収金 なし 給食費 保育料に含まれます。 延長保育料 【標準時間】 設定なし 【短時間】 ・8:00~8:30 250円/1回 ・16:30~17:00 250円/1回		園の特徴・保育方針 《ご挨拶》 学校法人清瀬学園が平成29年8月より開設した小規模保育所です。 連携する「きよせ幼稚園」の畑では野菜の成長過程を観察し、収穫を楽しみます♪ 一人ひとりに寄り添い、家庭的であたたかく丁寧な関わりを心がけております。 誰もが安心出来る環境づくりをし、お子様の豊かな成長を見守ります。 《保育目標・方針・環境》 ◎豊かな心 ……ゆったりとした保育の中で、安心して楽しく過ごします。 ◎丈夫な体 ……散歩、戸外遊びを通し、健康で丈夫な体をつくります。 ◎食育 ……恵まれた環境の中で、食を楽しみます。 18名という少人数での保育の中で、毎日決まったプログラムを実施するのではなく、子ども達の興味に応じその日の活動を臨機応変に変更しながら「子ども達の興味に沿った保育」をしてまいります♪	
その他 ・希望者のみ日々の保育風景購入可能 ・連絡帳アプリ導入			

手ぶら登園

NPO法人ウイズアイ

あいあいちびっこルーム

所在地 清瀬市竹丘3-2-61

電話・FAX 042-497-2308 / 042-497-2308

開所時間 7:30~19:30

休園日 日曜、祝祭日、年末年始

受入月齢 1歳児クラスから

駐車場 あり

アレルギー対応 なし

アクセス

- ・清瀬駅南口より徒歩約20分
- ・西武バス(久11) 久米川駅北口行 → 「上宮」下車 (所46) 所沢駅東口行 → 「上宮」下車

※休園日(日曜・祝日)は事前申込にて、子育て支援「あいあいの家」でお受けいたします。(別途有料)

各種料金

入園時徴収金 なし

給食費 保育料に含まれます。

延長保育料

【標準時間】

・18:30~19:30 200円/15分

【短時間】

・16:30~18:30 200円/15分

園の特徴・保育方針

《あいあいちびっこルームの保育》

保護者の方とお子様の様子を細やかに伝えあい、一人ひとりの育ちを援助します。保育士は子育て経験者で、保護者の気持ちに寄り添った関わりを大切にしています。食育活動の1つとして、年に数回バイキング給食を実施し、子どもの自主性を尊重した食事を楽しみます。

一人ひとりの子どもの成長に合わせた手作りおもちゃが子どもたちに人気です。保護者連絡用アプリ「コドモン」を導入しています。

★ちびっこルームの保育の内容★

- ◎健康な身体つくりと自然との触れ合い、実体験から学ぶことを大切にする。
- ◎うた・絵本・リズム遊び・制作など、表現する楽しさを知り、豊かな心を育む。

人の言葉や話を聞き、自分でも思ったことを伝えようとする。

- ◎大人との愛着関係を基に、人との関わり合いの中で育つことを大切にする。

その他

- ・カラー帽子代 1,000円(税別)
- ・連絡ノート代 年間600円程度

手ぶら登園

社会福祉法人清朗会

ちあふるガーデン

所在地 中里1-1707-4

電話・FAX 042-497-1237 / 042-497-9773

開所時間 7:00~19:00

休園日 日曜、祝祭日、年末年始

受入月齢 生後56日経過後

駐車場 あり

アレルギー対応 医師の指示のもと栄養士・看護師と保護者面談を行い毎月の献立確認、除去食にて対応 除去食用食器による配膳、個人別トレイ、名札使用、クラス毎のチェック表使用など

アクセス

- ・清瀬駅北口より徒歩20分
- ・西武バス(清64-2) 台田団地行 → 「中里」下車 (清66) 所沢駅東口行 → 「中里」下車

各種料金

入園時徴収金 なし

給食費 保育料に含まれます。

延長保育料

【標準時間】

・18:00~19:00 500円/日 (月上限5,000円)

【短時間】

・8時間以上の利用 250円/30分

園の特徴・保育方針

《基本的保育方針》

【乳児保育】

- ①「いつもの人と、いつもの場所で、いつもと同じように」生活軸の安定(養護の担当制)
- ②「食べたい時に食べ、寝たいとき寝て、遊びたい時に遊ぶ」時間軸の安定(個別の時間軸での保育)
- ③「大人にとっての良し悪しでなく、子どものしたい、やりたい、なんだろうを叶える」意欲の芽生えの育み(受容・共感・応答を重視)を重視し、非認知能力の基礎を育む

これらを育む上で重視しているのが

「3つの環境」= ①「保育園という場所」物的環境
②「保育園で働く人」人的環境
③「園庭」自然環境

その他

なし

社会福祉法人上宮会

なかよし保育園

所在地 竹丘3-1-1 東京病院内

電話・FAX 042-491-3114 / 042-491-3198

開所時間 7:30~19:00

休園日 日曜、祝祭日、毎月第1、第3、第5土曜日、年末年始

受入月齢 生後56日経過後

駐車場 あり

アレルギー対応 卵、牛乳、対応

園の特徴・保育方針

「なかよし保育園の沿革」

- ☆昭和39年東京病院職員の託児所として誕生しました。
- ☆0歳児から2歳児（従業員枠の場合は就学前まで）の保育を行っています。
- ☆東京病院職員の院内保育所としての機能と共に地域のお子様の入園もお受けして一緒に楽しく保育園生活をすごしています。
- ☆東京病院の敷地内にあり、広い園庭も保育園の特徴の一つです。

「なかよし保育園の保育」

「能動的な育つ力を育てる」の保育理念のもと、戸外遊びを中心に取り入れ身体を存分に動かします。

散歩や、広い園庭で思いっきりお友達と遊びましょう。

室内では、自分の好きな遊びに熱中して興味の世界を広げ、知的な好奇心も高めます。

恵まれた自然環境を活かして自然物にふれあい、畑では野菜も栽培しています。

おいしい手作り給食、おやつも、園児の毎日の楽しみの一つです。

友達との関わりあいの中から多くのことを学び、職員一人ひとりからたくさんの愛情を受けお子様の成長を一緒に見守ります。

保育園開園以来大切に受け継がれてきた保育です。

アクセス

- ・西武バス（清03-1）
- 花小金井駅行（清02-1）
- 下里団地行
- 「東京病院玄関前」または「社会事業大学前」下車

各種料金

入園時徴収金 なし

給食費 保育料に含まれます。

延長保育料

【標準時間】

- ・18:30~19:00 150円/15分（月上限3,000円）

【短時間】

- ・登園後8時間以上の利用 150円/15分（月上限3,000円）

その他

なし

21 市内幼稚園一覧 幼稚園または認定こども園については、補助金の対象になる場合がございます。詳細は上記のウェブページをご参照ください。 清瀬市トップページ ⇒「子育て」 ⇒「保育所・幼稚園・認定こども園」 ⇒「幼稚園」

- 満3歳からは幼稚園でも教育時間の前後に預かり保育を利用して保育施設等と同様の時間預けることができます。
※施設によって受入れ年齢が異なる場合があります。
- 私立幼稚園各園で特色ある教育を行っていますので、幼稚園の利用に興味がある場合は、各園にお問合せください。

幼稚園名	所在地	電話番号	通常の教育時間	平日の預かり保育時間
清瀬ひかり幼稚園	旭が丘2-5-3	042-491-2218	9:00~14:00	7:30~18:30
清瀬たから幼稚園	下清戸5-791-14	042-492-2222	9:00~14:00	7:30~18:30
清瀬ゆりかご幼稚園	中里5-561	042-491-1824	9:30~13:30	7:30~18:30
清瀬富士見幼稚園	中里4-1158-5	042-491-7603	9:00~14:00	7:30~18:00
きよせ幼稚園	上清戸2-5-43	042-492-5213	9:00~14:00	7:30~18:30
清瀬しらうめ幼稚園	野塩1-340	042-491-3197	9:00~14:00	7:30~18:30



- 令和元年10月より国の施策として幼児教育・保育の無償化が実施され、利用料の全部又は一部が無償化されています。
- 制服代・バス代等各種実費負担となるものは無償化対象外となります。費用の詳細は各園にお問合せください。

利用について、市での手続きは不要です。お問合せ等は、各施設へ直接お願いいたします。

病 児 保 育



清瀬市トップページ >>
⇒ 「子育て」
⇒ 「子どもをあずける・子育て施設」
⇒ 「未就学児をあずける」

病気や怪我のため安静を必要とし、保育園等や幼稚園、小学校に通えないお子様をお預かりいたします。

利用には、事前登録が必要です。※詳しくは、チルチルミチル（090-9809-4150）にお問合せください。

● 実施場所	武蔵野総合クリニック 「病児保育室 チルチルミチル」																										
● 定 員	3名																										
● 対 象	生後2か月 から 小学4年生 までの病児																										
● 利用時間	月 ～ 土 9時00分 ～ 17時00分 (18時まで延長可能)																										
● 休業日	日曜・祝日・武蔵野総合クリニックの臨時休業日																										
● 利用料	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>(内 訳)</th><th>(市内在住の方)</th><th>(市外在住の方)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 登録料</td><td></td><td>な し</td><td>4,000 円</td></tr> <tr> <td>・ 1時間 (5時間以上は1日料金)</td><td></td><td>500 円</td><td>1,200 円</td></tr> <tr> <td>・ 1日 (5時間以上17時00分まで)</td><td></td><td>2,500 円</td><td>6,000 円</td></tr> <tr> <td>・ 延長料 (30分につき)</td><td></td><td>300 円</td><td>800 円</td></tr> <tr> <td>・ 更新料 (年度毎。2人目以降1,000円)</td><td></td><td>2,000 円</td><td>2,000 円</td></tr> </tbody> </table>				(内 訳)	(市内在住の方)	(市外在住の方)	・ 登録料		な し	4,000 円	・ 1時間 (5時間以上は1日料金)		500 円	1,200 円	・ 1日 (5時間以上17時00分まで)		2,500 円	6,000 円	・ 延長料 (30分につき)		300 円	800 円	・ 更新料 (年度毎。2人目以降1,000円)		2,000 円	2,000 円
	(内 訳)	(市内在住の方)	(市外在住の方)																								
・ 登録料		な し	4,000 円																								
・ 1時間 (5時間以上は1日料金)		500 円	1,200 円																								
・ 1日 (5時間以上17時00分まで)		2,500 円	6,000 円																								
・ 延長料 (30分につき)		300 円	800 円																								
・ 更新料 (年度毎。2人目以降1,000円)		2,000 円	2,000 円																								

病 後 児 保 育



清瀬市トップページ >>
⇒ 「子育て」
⇒ 「子どもをあずける・子育て施設」
⇒ 「未就学児をあずける」

病気の回復期で集団生活復帰への心配がある、あと数日どこかで見てほしい等のお子様を、専用のお部屋でお預かりいたします。

利用には、事前登録が必要です。※詳しくは、きよせ保育園（042-491-1301）にお問合せください。

● 実施場所	きよせ保育園 「病後児保育室 ひまわり」	
● 定 員	最大4名/1日あたり（お受けするお客様の年齢や症状に応じてその日の受入れを制限する場合があります）	
● 対 象	市内在住の 満1歳 から 小学3年生 まで（市内在勤者の場合は要相談）	
● 利用時間	月 ～ 金 8時30分 ～ 17時30分	
● 利 用 料	(内 訳) ※食事代を含む	
	・ 1日	4,000 円
	・ 半日 (8時30分 ～ 12時30分)	2,000 円

認可外保育施設

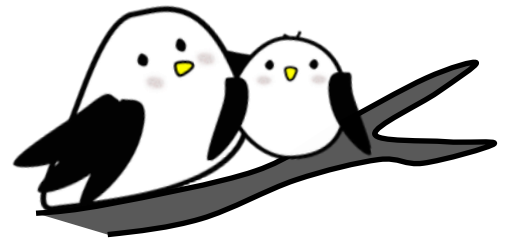
認可外保育施設を月極め契約で利用している方が認可保育施設への入所申込みをする場合、調整指数への加点があります。
 加点には在園証明書の提出が必要ですので、詳細は保育・幼稚園係にお問合せください。

	東京都認証保育所	企業主導型保育所	認可外保育施設	認可外保育施設	認可外保育施設
名 称	清瀬プチ・クレイシュ	保育室あおいとり	子育て支援 「あいあいの家」※	ウイズアイひまわり	インターナショナル キャタピラーキッズ
所 在 地	清瀬市松山2-2-5 ライオンズマンション清 瀬駅前通り1F	清瀬市元町1-8- 31	清瀬市梅園2-2-29 ラベ梅園1F	清瀬市下清戸1-212- 4（コミュニティプラ ザひまわり内）	清瀬市松山1-16-5
電話番号	042-493-3228	080-9813-2803	080-5426-9765	042-497-9567	080-2555-4692
事 業 者	株式会社 こどもの森	医療法人社団 順羊 会 武蔵野総合クリ ニック	NPO法人ウイズアイ	NPO法人ウイズアイ	

※新生児から受入れ可。緊急一時保育に対応。

その他の保育サービス等

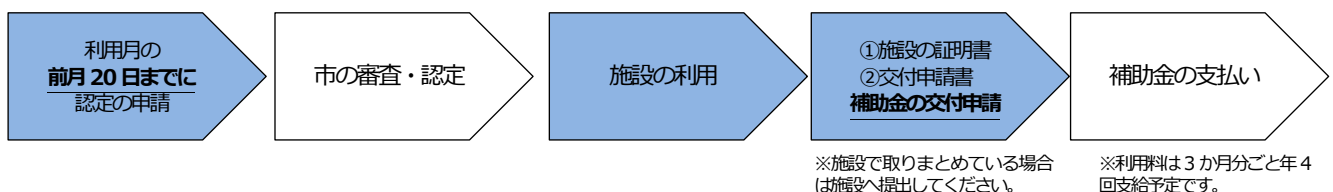
一 時 保 育	名 称	どんぐりルーム
	所 在 地	清瀬市下宿2-524-1（下宿地域市民センター内）
	電 話 番 号	080-5530-5679（火曜～金曜の9時から16時）
	事 業 者	NPO法人ウイズアイ
24 時間対応訪問 保育サービス 団体保育など	事 業 者	NPO法人子育てネットワーク・ピッコロ
	所 在 地	清瀬市元町2-18-10 1F
	電 話 番 号	042-444-4533
ファミリーサポ ートセンター事業	名 称	ファミリー・サポートきよせ
	所 在 地	清瀬市元町2-18-10 1F
	電 話 番 号	042-492-1139（平日の9時から17時）
	事 業 者	NPO法人子育てネットワーク・ピッコロ



23 認可外保育施設等で利用できる助成金等

- 認可外保育施設等を利用された利用料等を助成します。利用料については利用される前に認定の申請が必要となります。
- 既に認可保育所や地域型保育施設、企業主導型保育所に通っている場合や預かり保育を実施している幼稚園に通っている場合は、助成金の対象とはなりません。

利用の流れ



- 利用料等について保護者が施設に支払いを行い、要件や利用実績に基づき後から補助の対象額を補助する「**償還払い**」方式です。
 詳細は子育て支援課保育・幼稚園係までお問合せください。
- 子ども・子育て支援法第七十三条により施設等利用給付を受ける**権利の消滅時効は2年**です（施設等を利用した月の翌月1日から2年を経過すると、時効により消滅します）。時効が迫っている場合、受付期間に関係なく書類が整い次第速やかにご申請ください。

認可外保育施設の無償化 (主に3～5歳児クラス)



清瀬市トップページ >>
⇒ 「子育て」
⇒ 「子どもをあずける・子育て施設」
⇒ 「未就学児をあずける」

1 保育料の補助

- **無償化の対象となる** 認可外保育施設等を利用する、保育の必要性のあるお子様を対象に（0～2歳児クラスの場合は、市民税非課税世帯のみ対象）、認可外保育施設に支払っている保育料に対して補助いたします。
- **補助を受けるには利用をする前に、施設等利用給付認定の申請が必要**となります。

利用料無償化の補助額

対象クラス	補助額
3歳児～5歳児クラス	月額上限 37,000円
0歳児～2歳児クラス（非課税世帯のみ対象）	月額上限 42,000円

※入園料、給食費、通園送迎費、行事費等は対象外となります。

2 食材料費の補助（認可外保育施設のみ対象）

- **3歳児クラス以上**で下記のいずれかの世帯に対して、**主食費（月額上限 3,000円）・副食費（月額上限 4,800円）**を補助します。
 - ① 市町村民税所得割助が57,700円未満の世帯（清瀬市利用者負担額基準額表でA～D7階層）
 - ② ひとり親等要保護世帯の場合77,101円未満の世帯（清瀬市利用者負担額基準額表でA～D9階層）
 - ③ 世帯の小学校前のお子様のみで第3子以降となる児童
- 1年分をまとめて年1回補助

認可外保育施設利用者補助金 (0～2歳児クラス 課税世帯)

- 東京都認証保育所および認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている施設）等を利用する、保育の必要性のあるお子様を対象に認可外保育施設に支払っている保育料に対して補助いたします。
- 清瀬市に住民票があり、対象施設に在籍している。
- **清瀬市外にある施設**も対象となります。
- **月48時間以上の月極め利用契約**をしていること等、対象となるための複数条件があります。
- **補助を受けるには利用をする前に、施設等利用給付認定の申請が必要**となります。

認可外保育施設利用者に対する補助額

対象児童	① 利用者支援	② 多子世帯支援
第1子	月額上限 7,000円	非該当
第2子以降	月額上限 7,000円	月額上限 27,000円

※入園料、給食費、通園送迎費、おむつ代等は対象外となります。

※利用者支援と多子世帯支援の合算額を支払った保育料と比較して低い額が補助額となります。

★ 詳しくは保育・幼稚園係までお問合せください ★

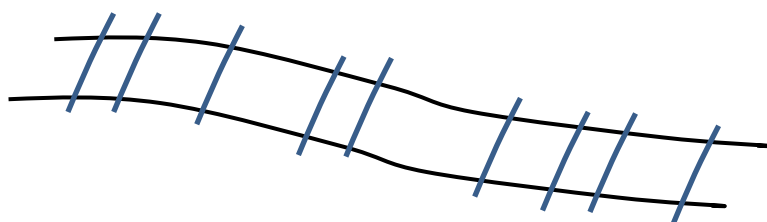


表-1 保育の選考基準指数

類型	細 目			基準指数		
就 労	●外勤 ●居宅外自営 ●在宅勤務 (自営業を除く)	20日/月 以上	8時間以上/日 または月160時間以上の就労を常態	50		
			7時間以上8時間未満/日 の就労を常態	48		
			5時間以上7時間未満/日 の就労を常態	45		
			16日/月 以上	8時間以上/日 の就労を常態	40	
				7時間以上8時間未満/日 の就労を常態	38	
				5時間以上7時間未満/日 の就労を常態	35	
			12日/月 以上	8時間以上/日 の就労を常態	30	
				7時間以上8時間未満/日 の就労を常態	28	
				4時間以上7時間未満/日 の就労を常態	25	
		その他	上記以外（利用期間3か月）※日数・時間が確認できない場合	15		
		居宅内自営	中心者	20日/月 以上	8時間以上/日 の就労を常態	45
					7時間以上8時間未満/日 の就労を常態	43
					5時間以上7時間未満/日 の就労を常態	40
	16日/月 以上			8時間以上/日 の就労を常態	35	
				7時間以上8時間未満/日 の就労を常態	33	
				5時間以上7時間未満/日 の就労を常態	30	
	12日/月 以上			8時間以上/日 の就労を常態	25	
				7時間以上8時間未満/日 の就労を常態	23	
				4時間以上7時間未満/日 の就労を常態	20	
	その他			上記以外（利用期間3か月）	15	
	協力者			20日/月 以上	8時間以上/日 の就労を常態	43
					7時間以上8時間未満/日 の就労を常態	41
			5時間以上7時間未満/日 の就労を常態		38	
			16日/月 以上	8時間以上/日 の就労を常態	33	
				7時間以上8時間未満/日 の就労を常態	31	
				5時間以上7時間未満/日 の就労を常態	28	
			12日/月 以上	8時間以上/日 の就労を常態	23	
				7時間以上8時間未満/日 の就労を常態	21	
	4時間以上7時間未満/日 の就労を常態		18			
	その他		上記以外（利用期間3か月）	15		
	内職または内職に準 ずる家内労働	月平均日に6時間以上の就労を常態とし、かつ月収が6万以上		30		
		月平均日に4時間以上6時間未満の就労を常態とし、かつ月収が4万以上		20		
		上記以外（利用期間3か月）		15		
	内定	入園月までに勤務開始する内定証明がある場合（利用期間3か月）（※指数は該当する細 目の指数から -5 ）				
	求 職		内定先はあるが内定証明がない場合（利用期間3か月）※日数・時間が確認できない場合	20		
		内定先がない場合（利用期間3か月）	15			
不 存 在		死亡・離婚・行方不明・拘禁など	50			
出 産		出産予定日を中心に前後2か月計5か月間	45			
疾 病	入 院	慢性疾患でおおむね1か月以上は入院を要し、その後も療養を要する		50		
	居 宅 内	常時病臥（入院に相当する治療や常時安静を要する自宅療養のため保育が困難な場合）		50		
		精神性の疾病		30		
		一般療養で週に3回以上通院を要する、若しくは安静が必要		30		
		一般療養で上記以外		20		
心身障害	身体障害者手帳……1～2級／愛の手帳……1～2度		50			
	身体障害者手帳 ……3級／愛の手帳……3度		40			
	身体障害者手帳……4～6級／愛の手帳……4度		30			
	精神障害者保健福祉手帳……1～2級／要介護度……5～4		50			
	精神障害者保健福祉手帳……3級／要介護度……3～2		40			
	要介護度……1～要支援		30			
介護・看護	居 宅 内	同居の親族が重度の障害者、若しくは常時臥床の状態で全介助を要する		50		
		同居の親族の状態が、上記疾病、心身障害に該当する場合その指数、それ以外は30		30		
	居 宅 外	週に5日以上、同居以外の親族の介護・看護を要する、若しくは病院・施設への付き添い		35		
		週に3日以上、同居以外の親族の介護・看護を要する、若しくは病院・施設への付き添い 上記以外		25 20		
就 学	技能習得	技能習得のため職業訓練校などに通学している（※居宅内自営協力者の指数による）				
		通信教育などで、自宅で技能習得をしている		30		
	就 学	学生であり、自宅外で就学している（※居宅内自営協力者の指数による）				
学生であり通信教育などで、自宅で就学している		30				
災 害		火災などによる家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合（利用期間6か月程度）		50		
その他特例		全各号に挙げるもののほか、明らかに保育が必要であると市長が認める場合				

表-2 保育の調整指数

類 型		細 目	調整指数
保護者	就労状態	居宅外労働で世帯で見た場合の血族、姻族経営の職場に勤務	-5
	就労状態	就労の証明・申告内容に対して、勤務実績に整合性がない、または確認ができない場合（※）	-5
	身体状態	保護者が就労しているが、疾病、障害を有する（保育が困難であることを証明する書類添付）	+10
世帯	育児休業	育児の延長が可能であり、他者の利用調整を優先することに同意している	-70
	不存在	ひとり親家庭で親族や第三者と同居していない	+10
		保護者が清瀬市外に単身赴任している	+5
	同居の親族	全介護、重度障害の親族が同居している（看護・介護事由での申込以外）（証明書を添付）	+5
		同一世帯に養育している小学生未満の子どもがいる	+1
		健康で無職の65歳未満の親族や第三者と同居している	-10
	その他	生活費に充てる収入が無く、両親共に求職状態	+10
		生活保護を受給しており、就労している保護者が世帯にいる（証明を添付）	+10
		育休明けの再入園（育休特例を利用せず、退園した場合のみ）	+10
		正当な理由無く、審査時点において世帯で3か月分以上の保育料滞納がある	-20
		正当な理由無く、審査時点において世帯で6か月分以上の保育料滞納がある	-40
児童	兄弟姉妹	多胎児（双子、三つ子等）の同時申し込み	+7
		兄弟姉妹が清瀬市内の認可保育施設に在園	+5
		兄弟姉妹で同園を申請（新規）	+2
	託児	申請児童が認可外施設の届出のある園（有償・月極）に在園している（証明を添付）	+3
	転園	入園・転園月から6か月以内の転園申込み	-5
	内定辞退	保育園等に入園内定したが、辞退した場合（当該年度中）	-15
	希望園	希望園が1園のみの場合（転園は除く）	-1
	2歳児卒園	2歳児クラスまでの保育園等の卒園に伴う移行（令和7年3月卒園児）	下記（6）の通り

※ 就労証明書に記載の勤務日数・時間と就労実績が合わない場合には、理由があれば備考欄にその旨を記載してください。
また、就労証明書以外に本市が依頼する書類を確認できない場合も該当します。

入園選考基準について

- (1) 入園選考は、保育の選考基準指数に保育の調整指数を合算して算出した保育の実施指数の高い方から入園を決定します。
- (2) 保育の選考基準指数は、表-1より両親それぞれの指数を決定し、その合算を用います。
- (3) 保育の調整指数は、表-2に該当する世帯にのみ加減点を行います。
- (4) 保育の調整指数のうち、「保護者」（就労状態と身体状態）は各々に加減点を行います。
- (5) 「保護者」以外の指数は世帯に対して加減点を行います。「保護者」以外の指数に加減点が複数該当する場合はその中で最も高い指数のみ加減点します。
減点が複数該当する場合はすべて減点の対象とします。
- (6) 2歳児クラスまでの保育園等に在籍し、令和7年3月の卒園に伴い移行が必要な児童は、令和7年4月の選考の際に、該当者のみの選考を通常の選考の前に行います。（清瀬市民に限る）

指数の計算方法（例）

申請時に申込み児童が認可外保育園に在園していて、兄弟姉妹2名同時に入園を希望		
【 父 】	居宅外労働 20日以上/月、8時間以上/日の就労を常態	50点
【 母 】	居宅内労働（自営業）で、月16日以上/月、7時間以上/日の就労を常態	33点
【 調整指数 】	申請児童が認可外施設の届出のある園（有償・月極）に在園している	+3点
		86点

指数が同位の場合の優先順位

表-1の基準指数と表-2の調整指数の合計が同一指数だった場合、下表の順序で優先して選考を行います。

優先順位	優先する項目
1	入園申込み者（転園申込みではない）
2	ひとり親世帯
3	出産・災害
4	保育士（申込み児童の保護者が保育士資格を持ち、清瀬市内の保育施設に勤務）
5	居宅外労働（自営業以外）
6	居宅内労働（自営業以外の在宅勤務）
7	居宅外労働（自営業）
8	居宅内労働（自営業）
9	疾病・障害
10	介護・看護

上記の優先順位も同じ場合は、市税・保育料等滞納状況、課税情報、家庭状況、勤務離職等を含め、総合的に判断します。

清瀬市では令和7年度以降、清瀬市内の保育園等について、下記のとおり予定しております。

● 施設名	清瀬市立第3保育園
● 内容	給食調理委託
● 予定時期	令和7年4月1日
● 施設名	清瀬市立第7保育園
● 内容	閉園
● 予定時期	令和8年3月31日
● 施設名	のしお保育園
● 内容	移転
● 予定時期	令和8年6月

郵送で申込みされる場合は、「入園申込みに必要な書類」の提出書類とは別に、**さらに以下2つが必要**となります。

① 郵送用必要書類確認票 兼 郵送同意書

- この「令和7年度 清瀬市保育園等入園・在園のしおり」の最終ページを切り取り使用してください。
- 清瀬市ウェブサイトからダウンロードも可能です。

② 110円切手と返信先（申請者住所）の記入されている定形郵便物の返信用封筒

- 受付完了の通知として、受付確認票をお送りする際に使用します。
- 不足書類があった場合にも、こちらを使用して通知します。
- 返信用封筒が入っていない、または同封されていても切手が無い、返信先の記載がない等の不備がある場合、**受付確認票をお送りできないため選考の対象とならない場合があります**ので、ご注意ください。

また、下記の注意事項をよく確認ください。

注 意 事 項

- 令和7年4月申込みに限り締切日消印有効。
消印が受付期間後の場合は、2次選考または翌月から選考対象となります。
- 郵便事故について、清瀬市は責任を負いかねます。
レターバックや特定記録郵便等、配達確認ができる方法を推奨いたします。
- 到着後、内容の確認が終わり次第受付確認票をお送りするため、1～2週間程度お時間を頂く場合があります。
また、お電話や窓口で到着の確認をされましてもお答えできませんのでご了承ください。
- 提出された書類を確認し、別途書類提出のお願いや状況の確認をさせていただく場合があります。

保育園等入園・転園申込書 兼 子どものための教育・保育給付認定申請書 (1/4ページ)

※市使用欄	受付担当	本人確認	就証	ほか不足書類等	受付済み	選考基準指数
	父					
	母					
	その他					

・R6. 1. 2以降に清瀬市に転入された方は、申込みの際に住民税課税（非課税）証明書の提出をお願いします。

・R6. 1. 1以前から清瀬市在住であっても、未申告の場合には税情報の確認ができませんので、予め清瀬市課税課市民税係にて所得の申告をしてください。

【代表保護者】
(住所) 〒204 - 0001
清瀬市 〇〇 1-1-1
(フリガナ) キョセ タロウ
(氏名) 清瀬 太郎

★転入された方は下記の住所地で取得した該当年度の課税・非課税証明書が必要です。

● 令和6年1月1日時点の住所
☒ 左記と同じ住所
 ★ ☐ それ以外→

● 令和7年1月1日時点の住所
☒ 左記と同じ住所
 ★ ☐ それ以外→

○入園申込について ※清瀬市外の保育園等を希望の場合は自治体名を記入してください。

申込児童
フリガナ キョセ ジロウ
氏名 清瀬 次郎
☒ 男 生年月日 3 年 5 月 1 日
☐ 女 (令和7年4月1日時点の年齢: 3 歳)

入園を希望する保育施設名称
 第1希望 ○×保育園
 第2希望 ○△保育園
 第3希望 ×○保育園

保育の実施を希望する期間 令和 7 年 4 月 1 日 から ☒ 就学始期
☐ 令和 年 月 日 まで

育児休業明けの方
☒ 入園できた場合は入園中に元の職場に（育児休業取得前と同じ雇用条件で）復職します。
☐ 入園できなかった場合は育児の延長が可能なので、他に入園を希望している方がいれば自分より利用調整を優先して構いません。
 →ここにチェックがある場合、-70の調整指数をつけます。ただし、定員に空きのある場合は入園となることがあります。
 ※ 入園の申込書類一式が育児休業給付金の手続きに必要になりますので、ご自身で写しを保管してください。

申込時の確認事項
 ※ 第6希望を超える希望を記入した場合、それ以降は選考の対象となりません。
 ※ 認定こども園ひかりに入園する際、制服代等の支払いが必要になりますのでご注意ください。
 ※ ゆりがごファーストスクール及びちやいど保育園の申込をする方は、利用時間が8:30~16:30の保育短時間認定となります。

（記載例）


○入園児童の家庭の状況 ※お子様を含む家族と同居の方全員についてご記入ください。

生活保護の状況	☒ 無 ☐ 有 (年 月 日 受給開始)	ひとり親家庭	☐ 該当 ☒ 非該当
障害者手帳等の取得状況	☒ 無 ☐ 有		
家族・同居人の構成	フリガナ 氏名 キョセ タロウ 清瀬 太郎 キョセ ハナコ 清瀬 花子 キョセ ジロウ 清瀬 次郎 キョセ サクラコ 清瀬 桜子 キョセ サンジロウ 清瀬 三四郎 キョセ モモコ 清瀬 桃子	父 母 母 祖母 祖母	昭和 ☐ 平成 ☒ 令和 ☐ 10 年 10 月 10 日 昭和 ☐ 平成 ☒ 令和 ☐ 10 年 10 月 10 日 昭和 ☐ 平成 ☒ 令和 ☐ 30 年 6 月 1 日 昭和 ☒ 平成 ☐ 令和 ☐ 40 年 7 月 1 日 昭和 ☒ 平成 ☐ 令和 ☐ 40 年 8 月 1 日 職業・学校名・園名など 自営業 保護者の連絡先: 111-1234-5678 ☒ 同居 ☐ 別居 保育士 保護者の連絡先: 000-9876-5432 職業・学校名・園名など ☒ 生計同一 ☐ 生計別 ○△小学校1年 職業・学校名・園名など ☐ 生計同一 ☒ 生計別 自営業(飲食店) 職業・学校名・園名など ☐ 生計同一 ☒ 生計別 パート

・同居世帯員をすべてご記入ください。住所が同じ場合は「同居」とみなします。

・住所が別でも生計を一同とする方がいる場合はご記入いただき、この欄に住所もご記入ください。（記入漏れ等がある場合、保育料が正しく算定されない場合がございます）

入園希望月時点での状況を記入してください。
 申込み時点では未就学児でも、入園希望月時点で小学生の場合は入学予定の学校名を記入してください。

※住所が同じ場合は「同居」とみなします。生計が別の場合は「生計が別である旨の申立書」及び証明書を提出してください。

※同居の方に18歳以上、65歳未満の方がいる場合は「保育を必要とする事由」を証明する書類の提出が必要です。

令和6年10月

○保護者の状況

保育を 必要とする事由	父 の 状 況									母 の 状 況									
	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
	居 宅	居 宅	求 職	不 活	疾 病	心 身	介 護	技 能	災 害	居 宅	居 宅	求 職	不 活	出 産	疾 病	心 身	介 護	技 能	災 害
・第三者に雇用されている場合 …… 「他人」 ・自営業の方 …… 「本人」 ・配偶者の協力者の場合 …… 「配偶者」 ・親族経営の会社に勤めている場合 …… 「親族」																			
※「他人」以外の方については、就労証明書の他に別途必要な書類があります。 詳しくは「07 入園申込みに必要な書類（P.10～P.11）」をご確認ください。										☐ × ☐ 保育園 ☒ 勤務 ☐ 内定									
① 働いている場合（内定含む）	(勤務先電話)		(042 - 497 - 2086)							(042 - 492 - 5111)									
	事業主との関係		☒ 本人※ ☐ 配偶者※ ☐ 親族※ ☐ 他人・第三者							☐ 本人※ ☐ 配偶者※ ☐ 親族※ ☒ 他人・第三者※									
			※の方は複数の提出書類があります。「保育を必要とする事由」を証明する書類一覧表 P.11をご確認ください。							※の方は複数の提出書類があります。「保育を必要とする事由」を証明する書類一覧表 P.11をご確認ください。									
	仕事の内容		営業							保育									
	就職/異動年月日		☐ 昭和 ☒ 令和 ☐ 平成 年 月 日							☐ 昭和 ☐ 令和 ☒ 平成 年 月 日									
	勤務日数		20 日間 / 1ヶ月平均							16 日間 / 1ヶ月平均									
	勤務時間		8 時 30 分 から 17 時 30 分まで (休憩含) 9 時間 / 1日平均 (1日の拘束時間)							10 時 0 分 から 16 時 0 分まで (休憩含) 6 時間 / 1日平均 (1日の拘束時間)									
	通勤時間 (自宅→勤務先)		(片道) 時 30 分 (主な通勤手段) 車							(片道) 1 時 15 分 (主な通勤手段) 電車									
土曜日の勤務		☒ 無 ☐ 有 (☐ 全日 ☐ 隔週 ☐ 不定期)							☐ 無 ☒ 有 (☐ 全日 ☐ 隔週 ☒ 不定期)										
定休日		☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☒ ☐ 月 火 水 木 金 土 日 不定期							☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☒ 月 火 水 木 金 土 日 不定期										
育児休業		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで							(予定)										
② 不 存 在	(事由)		☐ 離婚 ☐ 死別 ☐ 未婚 ☐ その他 ()							(事由)		☐ 離婚 ☐ 死別 ☐ 未婚 ☐ その他 ()							
	(ひとり親になった日)		平成 年 月 日							(ひとり親になった日)		平成 年 月 日							
③ 出 産	産前産後（出産予定月の前後2か月）に 上の子の保育を希望する場合 ※母子手帳の写しを添付してください。		(出産予定日)		令和 年 月 日		(出産予定日)		令和 年 月 日										
			(保育利用期間)		令和 年 月 1 日 から 令和 年 月 未 日 まで														
④ 疾 病	(疾病名)		・入院 ☐ 平成 ☐ 令和 年 月 日 ・外来 回 / 1月あたりの通院数							(疾病名)		・入院 ☐ 平成 ☐ 令和 年 月 日 ・外来 回 / 1月あたりの通院数							
⑤ 心身障害	(障害名)		心臓機能障害							(障害名)									
			☒ 障害者手帳 … 1 種 4 級 ☐ 愛の手帳 … 度 ☐ 精神保健福祉手帳 … 級									☐ 障害者手帳 … 種 級 ☐ 愛の手帳 … 度 ☐ 精神保健福祉手帳 … 級							
⑥ 介護・看護	(患者の氏名)									(介(看)護先)		☐ 病院 ☐ 自宅 ☐ その他 ()							
	(疾病名)									(介(看)護時間)		時間 / 1日平均							
⑦ 技能習得/就学	(学校名)									(学校名)									
	(終了予定日)		令和 年 月 日							(終了予定日)		令和 年 月 日							
⑧ 災害/その他	(状況を記入)									(状況を記入)									

現在(申込時)の年齢		入園申込クラス	〇申込児童の状況等		<保育園等申込書 3/4>	
歳	か月	歳児クラス				
出生時の状況	・出生時の体重 (g) ・妊娠期間 (週) ・出生時の異常(仮死・低酸素・臍力等) ☐ なし ☐ あり <u>ありの方は詳細を↓記入してください。</u>		発達の状況	健康診査の結果状況 (医師・自治体の判断を記入)		障害者手帳 等の有無
	・3～4か月 ☐ 未受診 ☐ 健康 ☐ 要観察 ・6～7か月 ☐ 未受診 ☐ 健康 ☐ 要観察 ・9～10か月 ☐ 未受診 ☐ 健康 ☐ 要観察 ・1歳半 ☐ 未受診 ☐ 健康 ☐ 要観察 ・3歳 ☐ 未受診 ☐ 健康 ☐ 要観察 ※ 未受診・要観察の場合、母子手帳の受診済みページの写しを提出してください。			※ 手帳の写しを添付のこと ☐ なし ☐ あり↓ ☐ 愛の手帳 (度) ☐ 身体障害者手帳 (種 級) ☐ その他 特別児童扶養手当等 ()		
現在の状況	☐ 健康 ☐ その他・検査中・経過観察含む <u>診断名等を具体的に記入してください。</u>		健康状況	通院治療、定期受診、発育発達の相談、療育機関の利用状況 ☐ いいえ ☐ はい ※ 受診内容・状況により主治医意見書の提出が必要です。 <u>はいの方は下記を記入してください。</u> ・入園希望であることを主治医等に話していますか ☐ はい ☐ いいえ ・主治医等に集団生活が可能と判断されていますか ☐ はい ☐ いいえ ・主治医意見書(市指定様式等)はありますか ☐ はい ☐ いいえ ・病院・専門機関名 () ・病名・症状・内容 ()		
※ アレルゲン検査結果の写しを添付のこと ☐ なし ☒ あり → ☐ 病院で検査済 ☐ 症状出て保護者判断 <u>ありの方は食材に□・症状を記入してください。</u> ☒ 卵 (30分以内皮膚の赤み、蕁麻疹) ☒ 牛乳 (摂取1時間以内嘔吐下痢) ☒ 大豆 (2時間以内ゼーゼー呼吸) ☐ 小麦 () ☒ その他 (メロン:口の中のかゆみ) ・投薬があれば、記入してください。(エビベン等) (エビベンあり、抗ヒスタミン剤) ・宗教上制限したい食材を記入してください。 () <u>上記の内容を希望する保育園に確認していますか。</u> ☒ はい ☐ いいえ		記入の際は母子健康手帳の記録を参考に記入をお願いします。 内容によっては医師の診断書等の提出をお願いする場合があります。				
※ 38度以上の発熱がある場合はダイアップを使用 ・言葉の表出がゆっくり ・牛乳、メロンは家でも食べていない			心身・運動と言語の発達・食事等について必要な配慮、気になることを記入してください。			
お子様についてお答えください						
・首がすわった時期 (か月頃) ☐ まだ ・寝返りをした時期 (か月頃) ☐ まだ ・ひとりすわりをした時期(支えがなくすわる) (か月頃) ☐ まだ ・ひとり歩きを始めた時期 (か月頃) ☐ まだ			些細な事でも構いませんので、正確にご記入ください。 ・食べ物の好き嫌いがありますか ☐ はい ☐ いいえ ・嫌いな食べ物 () ・お昼寝をしますか ☐ はい ☐ 時々 ☐ いいえ ⇒ (時 分 ～ 時 分)			
0歳児クラス・1歳児クラスのお子様についてお答えください。						
・意味のある言葉をいくつか話しますか(ママ・ブーブーなど) ☐ はい ☐ いいえ ・見えない方向から呼ばれると振り向きませんか ☐ はい ☐ いいえ ・大人の言う「ちょうだい、おいで」など簡単な言葉がわかりますか ☐ はい ☐ いいえ ・食事は座って食べられますか ☐ はい ☐ いいえ			・離乳食は順調にすすんでいますか ☐ はい ☐ いいえ ・スプーンを使って食べられますか ☐ はい ☐ いいえ ・バイバイ、コンニチハなどの身振りをしますか ☐ はい ☐ いいえ ・自分でコップを持って水を飲めますか ☐ はい ☐ いいえ			
2歳児クラス以上のお子様についてお答えください。						
・スプーンを使って自分で食べられますか ☐ はい ☐ いいえ ・肉や繊維のある野菜をよく噛んで食べられますか ☐ はい ☐ いいえ ・食事は座って食べられますか ☐ はい ☐ いいえ ・睡眠時間 (就寝) 時 分頃～(起床) 時 分頃 ・トイレはひとりですでできますか ☐ はい ☐ いいえ ○ おしっこ ☐ はい ☐ いいえ ○ うんち ☐ はい ☐ いいえ ・1人で階段をのぼれますか ☐ はい ☐ いいえ ・クレヨンなどで丸(円)を書きますか ☐ はい ☐ いいえ ・好きな遊びはなんですか () ・自分の名前が言えますか ☐ はい ☐ いいえ ・2語文会話「ワンワンキタ」などできますか ☐ はい ☐ いいえ ・発音ははっきりしていますか ☐ はい ☐ いいえ ・耳の聞こえが悪いのではないかと気になりますか ☐ はい ☐ いいえ			・話しかけられた人と目を合わせますか ☐ はい ☐ いいえ ・危険な行為を大人の表情や簡単な言葉かけでやめることができますか ☐ はい ☐ いいえ ・大声・奇声をあげることがありますか ☐ はい ☐ いいえ ・理由なく、突然叩いたり、噛みついたりすることがありますか ☐ はい ☐ いいえ ・一か所にじっとしていらなかったり、落ち着かなく動き回ったりしますか ☐ はい ☐ いいえ ・高いところに登ったり、急に飛び出したりしますか ☐ はい ☐ いいえ ・お友達とごっこ遊びができますか ☐ はい ☐ いいえ ・衣服の着脱は1人でできますか ☐ はい ☐ いいえ ・他の子どもや周囲に関心を示しますか ☐ はい ☐ いいえ ・極端に嫌がることはありますか ☐ はい ☐ いいえ はいの場合は具体的な状況を記入⇒ ()			

○申込児童の保育状況 ※該当するものに□にチェックし、ご記入ください。

申込児童の現在の保育状況			
☐	(☐ 母 ☐ 父 ☐ 祖母 ☐ 祖父)	が保育している	☒ 保育施設の利用 (保育時間 : 9 時 0 分 から 17 時 0 分 まで)
☐	保護者が自宅で仕事をしながら見ている		
☐	保護者が勤務先に連れていく (保育施設 : ☐ 有 ☐ 無)		(施設名 : ○○ルーム)

※認可外保育施設を月極で利用している場合は在園証明書をご提出ください。

○祖父母の状況について ※同居の祖父母が65歳未満の場合は「保育を必要とする事由」を証明する書類の提出が必要です

父 方	祖 父	☒ 同居 ☐ 健康 ☐ 傷病 ☐ 別居 ☐ 死別	フリガナ	氏 名	住 所	生年月日	年 齢	職 業	
					キョセ サンシロウ	清瀬 三四郎	☒ 昭和 ☐ 平成	40 年 7 月 1 日	59 歳
母 方	祖 母	☒ 同居 ☐ 健康 ☐ 傷病 ☐ 別居 ☐ 死別	フリガナ	氏 名	住 所	生年月日	年 齢	職 業	
					キョセ モモコ	清瀬 桃子	同上	☒ 昭和 ☐ 平成	40 年 8 月 1 日
母 方	祖 父	☐ 同居 ☐ 健康 ☐ 傷病 ☐ 別居 ☒ 死別	フリガナ	氏 名	住 所	生年月日	年 齢	職 業	
母 方	祖 母	☐ 同居 ☐ 健康 ☐ 傷病 ☐ 別居 ☒ 死別	フリガナ	氏 名	住 所	生年月日	年 齢	職 業	
					ヤナセガワ ウメコ	柳瀬川 梅子	埼玉県 所沢市 ○○	☒ 昭和 ☐ 平成	41 年 9 月 1 日

時々利用する認可外保育施設についてもご記入ください。

・「死別」している場合……「氏名」「住所」「生年月日」「職業」の記入は不要です。

○常用語が日本語以外の方はご記入ください Please fill in if you don't speak Japanese.

日本語が話せる方はいますか。 Is there anyone who can speak Japanese?		☐ 父 Father ☐ 母 Mother ☐ その他 Other ()
父 Father	おたよりなどを読んで理解できる Can you read and understand Japanese letter?	☐ Yes ☐ No
	会話の内容を理解できる Can you have a conversation in Japanese?	☐ Yes ☐ No
母 Mother	おたよりなどを読んで理解できる Can you read and understand Japanese letter?	☐ Yes ☐ No
	会話の内容を理解できる Can you have a conversation in Japanese?	☐ Yes ☐ No

○兄弟姉妹で同時期に申込みする場合 ※該当する方のみご記入ください

☐	兄弟姉妹全員の同時期の入園を希望する	※兄弟姉妹が同居の場合、希望する選択肢に必ず✓を付けてください。
☐	1人だけでも入園を希望する	※1人だけ入園決定の場合でも就労等の在園要件を満たさなければ退園となります。
入園希望順位 ① _____ ② _____ ③ _____ (入園を希望される児童を順番に記入してください)		
入園できなかった児童は _____ に預ける予定である。 (認可外保育所等の預け先が必要です。確認できなかった場合は入園した児童の退園の可能性があります)		

○申請に伴う同意事項

子どものための教育・保育給付認定、保育園等への入園・転園申込、及び保育園等の利用申請において、下記の項目に同意します。

清瀬市長 殿 内容を確認した上で□に✓を付け、必ずお名前を自署してください。

☒ 保育園等の利用にあたっては、保護者自署の責任とすること。

☒ 入園の申込書及び就労証明書の内容、利用者負担額について必要な情報を在籍する園に提供されること。

☒ 本申込書の内容に事実と相違があった場合、入園（内定）の取消しや退園となること。

☒ 入園後3か月以内に指数の減少を伴う転職等があった場合、再選考の結果、退園となる場合があること。

☒ 就労事由の申込であっても、入園月が出産予定月の前後2か月に該当すると出産事由での入園となり、出産予定月の2か月後の月末に退園となること。

☒ 申請書に記載された事項、保育料決定に必要な世帯の課税情報、個人番号、世帯情報について閲覧し、電子計算組織に登録されること。

☒ 保育料は1か月単位となっているため、欠席や月途中で退園された場合でも1ヶ月分の保育料がかかること。

☒ 保育料の滞納がある場合、給料の差し押さえや児童手当からの特別徴収等の滞納処分をされる場合があること。

☒ 入園後、家庭状況（就職・転職・退職・妊娠・出産・転居等）に変更があった場合は、速やかに各種必要書類を提出しなければならないこと。

☒ 転園申込の場合、転園の決定と同時に他の児童が入園するため、転園を辞退したとしても元の保育園は継続できないこと。

保護者自署 清瀬 太郎

保護者以外の代理人の方が保育施設等の入園申込を行う場合は委任状の提出が必要です。
下記の委任状を保護者の方が記入して代理の方の本人確認書類とともにご持参ください。

この委任状は、委任者がすべて記入してください

委 任 状

清瀬市長 殿

年 月 日

委任者（申請保護者）

住 所	
氏 名	印
生 年 月 日	年 月 日生
電 話 番 号	

私は以下の者を代理人と定め、教育・保育給付認定の申請及び保育施設の入所手続きに関する権限を委任します。

受任者（代理人）

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生
委 任 者 と の 関 係	
電 話 番 号	

受任者（代理人）の方へ
「本人確認」が必要になりますので、以下の書類をご持参ください。

- 本人確認に必要な書類・受任者の方のもの
 - (A) 1点でよいもの（公的機関が発行した顔写真入りのもの）
 - ・ 個人番号カード ・ 運転免許証 ・ 旅券（パスポート） ・ 身体障害者手帳
 - ・ 在留カード 等
 - (B) 2点必要なもの
 - ・ 健康保険証 ・ 介護保険証 ・ 年金手帳 ・ 生活保護受給者証
 - ・ 税金等、公共料金の領収書 等

郵送用必要書類確認表 兼 郵送同意書

郵送で申込みをする場合は、こちらの用紙で提出書類を確認し☑をして同封をお願いします。

※ 市外からのお申込みは、清瀬市ではなく現在お住まいの自治体から申請をお願いします。

- (1) 必須

☐ 保育園等入園・転園申込書兼子どものための教育・保育給付認定申請書
☐ 返信用封筒（**110 円**切手を貼り、返信先を記入してあるもの）
 ※ 返信用封筒がない場合、不足書類や控えをお送りできないため選考の対象とならない場合があります。
- (2) 保育の必要性を確認するための書類

認定事由		該当者	必要書類
就 労	常勤・パートや内定先のある方（固定就労）	☐ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）	☐ 就労証明書
	常勤・パートや内定先のある方（変則就労）	☐ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）	☐ 就労証明書 ☐ シフト表
	自営業・個人事業主・フリーランス	☐ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）	☐ 就労証明書 ☐ 確定申告書 または 開業届
	法人経営者	☐ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）	☐ 就労証明書 ☐ 登記簿謄本 または 源泉徴収票
	自営業の協力者	☐ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）	☐ 就労証明書 ☐ 源泉徴収票 または 専従者給与に関する届出書
	親族経営会社への従事者	☐ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）	☐ 就労証明書 ☐ 源泉徴収票 または 雇用契約書
求職		☐ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）	なし
疾病・障害		☐ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）	☐ 医師の診断書 または ☐ 障害者手帳等 のコピー
介護・看護		☐ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）	☐ 介護・看護状況届出書 ☐ 医師の診断書 または ☐ ケアプラン・障害者手帳等 のコピー
就学		☐ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）	☐ 学生証 または 在学証明書 ☐ 時間割
出産		☐ 母	☐ 母子手帳のコピー（保護者名と出産予定日の書いてあるページ）

- (3) 家庭の状況に応じて提出が必要なもの

認定事由	該当者	必要書類
2年以内に清瀬市に転入された方 転入を予定している方	☐ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）	☐ 住民税課税・非課税証明書 ※必要年度について入園のしおり本文を参照してください

- 【留意事項】
- ① 郵便事故について、清瀬市では責任を負いかねます。
 ② 締切日以降の到着については、次回の利用調整から対象となります。
 ③ 到着後、控えを返送する際に1～2週間程度お時間をいただく場合がございます。
 ④ 提出された書類を確認したうえで別途書類の提出をしていただく場合がございます。ご了承ください。

同意欄

上記留意事項に同意の上、郵送にて提出します。
 令和 年 月 日

住 所： _____
 氏 名： _____
 連絡先： _____

(以下は郵送する際に封筒に貼ってご利用ください)

(郵送申込み用：清瀬市宛て)

〒204-8511
 清瀬市中里五丁目 842 番地
 清瀬市福祉子ども部
 子育て支援課 保育・幼稚園係 宛て
 清瀬市保育園等入園申込（ 月入園申込）

(返信用封筒用)

郵便番号	〒 -
住 所	
氏 名	

入園申込み 簡単チェックシート

1	入園申込書（保育園等入園・転園申込書兼子どものための教育・保育給付認定申請書）の必要項目にすべて記入しましたか？	☐	はい	☐	いいえ
2	保育の必要性を確認できる書類は用意できましたか？	☐	はい	☐	いいえ
	①被用者 就労証明書	☐	父	☐	母
	②自営業 就労証明書、確定申告書、開業届、他	☐	父	☐	母
	③疾病・障害 医師の診断書、障害者手帳等の写し	☐	父	☐	母
	④出産 母子手帳の写し（表紙および分娩予定日のわかるページ）	☐	父	☐	母
	⑤その他 入園のしおり 11 ページに記入された書類	☐	父	☐	母
3	令和6年1月1日時点で清瀬市に住民登録がありますか？	☐	はい	☐	いいえ
	→いいえの方 10 ページに記入された課税・非課税証明書	☐	父	☐	母
4	お子様は定期的な受診を必要とする疾病や発達の診断のため病院や療育機関に通っていますか	☐	はい	☐	いいえ
	→はいの方 主治医意見書（市指定様式等）はありますか	☐	はい		

※記入漏れや書類の不足により、指数の減点となる場合があります。

また、書類不備により利用調整の対象にならない場合がありますので十分にご注意ください。

※控えが必要な方は提出前にコピーをお取りください。

ご提出頂いた書類以外にも、別途書類の提出をお願いする場合があります。予めご了承ください。

各種申請書・電子申請のご案内



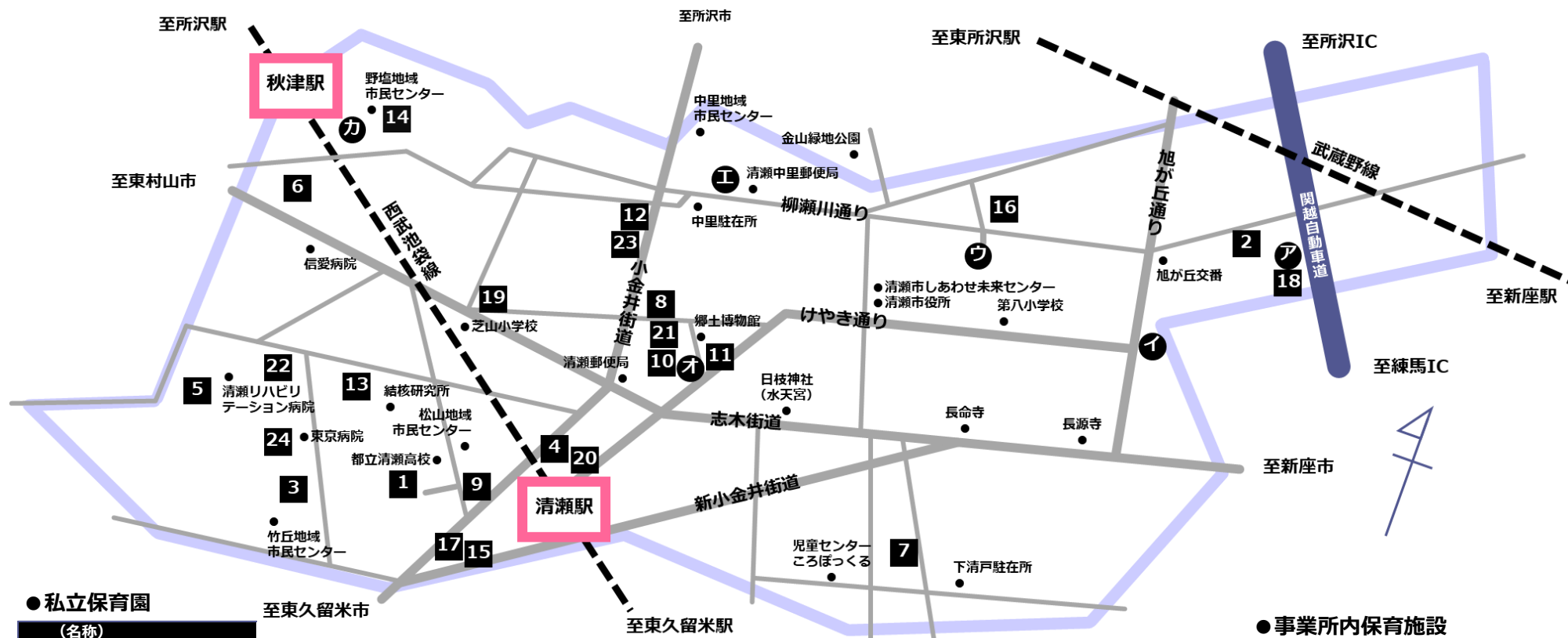
清瀬市トップページ

- ⇒ 「申請書ダウンロード」
- ⇒ 「子育て・教育関係の申請書」
- ⇒ 「保育・幼稚園に関する申請書」

清瀬市ウェブサイトより書類の様式をダウンロードする場合は上記ページをご覧ください。



清瀬市保育施設等案内図



●私立保育園

(名称)

- 4 清瀬駅前保育園
- 5 清瀬上宮保育園
- 6 のしお保育園
- 7 中清戸保育園
- 8 すみれ保育園
- 9 すみれ保育園分園
- 10 きよせ保育園
- 11 きよせ保育園分園
- 12 せせらぎ保育園
- 13 清瀬どろんご保育園
- 14 のしお丁目保育園
- 15 メリーポピンズ清瀬ルーム
- 16 中里どろんご保育園
- 17 メリーポピンズ松山ルーム

●公立保育園

(名称)

- 1 第1保育園
- 2 第3保育園
- 3 第7保育園

●小規模保育施設

(名称)

- 19 ピッコロルーム
- 20 ゆりかごファーストスクール
- 21 ちやいんど保育園
- 22 あいあいちびっごルーム
- 23 ちあふるガーデン

●事業所内保育施設

(名称)

- 24 なかよし保育園

●認定こども園・私立幼稚園

(名称)

- ㊦ 清瀬ひかり幼稚園
- 18 認定こども園ひかり
- ㊧ 清瀬たから幼稚園
- ㊨ 清瀬ゆりかご幼稚園
- ㊩ 清瀬富士見幼稚園
- ㊪ きよせ幼稚園
- ㊫ 清瀬しらうめ幼稚園